

令 2 医 療 政 策 第 8 0 3 号  
令和 3 年 (2021 年) 3 月 5 日

山 口 県 医 師 会 長 様

山口県健康福祉部医療政策課長

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」等について

このことについて、厚生労働省から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、今回送付する文書は下記のとおりです。

記

- 1 医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について
  - 地域医療介護総合確保基金管理運営要領（改正後全文）
- 2 「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について
  - 地域医療介護総合確保基金管理運営要領（新旧対照表）
- 3 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和 2 年度の取扱いに関する留意事項について
  - 地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項
  - 新旧対照表

健康福祉部医療政策課

医療企画班 担当：守屋

TEL 083-933-2924

FAX 083-933-2829

E-mail moriya.kazuhiko

@pref.yamaguchi.lg.jp

参考（改正後全文）  
医政発0912第5号  
老 発0912第1号  
保 発0912第2号  
平成26年9月12日

一 部 改 正  
医政発0302第3号  
老 発 0302第7号  
保 発 0302第3号  
令和3年3月2日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
（公印省略）

厚生労働省老健局長  
（公印省略）

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援  
臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金  
の運営について

標記については、「平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について」（平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第2号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」を定め、平成26年9月12日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

## 地域医療介護総合確保基金管理運営要領

### 第1 通則

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第6条に基づき、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金により都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金管理事業」という。）及び基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

なお、この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条に規定する補助金等の交付の条件である。

### 第2 基金管理事業の実施

#### （1）基金の造成

基金は、「平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱」（平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第2号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）等に基づき、都道府県が国から消費税増収分を財源とする医療介護提供体制改革推進交付金及び消費税増収分以外の税込等による地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の交付を受けて造成するものとする。

#### （2）基金の造成方法

① 都道府県は、基金について次の事項を条例等において規定するものとする。

- ア 基金の造成目的
- イ 基金の額
- ウ 基金の管理
- エ 運用益の処理
- オ 基金の処分

② 都道府県は、別表に規定する事項について、基金を造成した日の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。

#### （3）基金の取崩し

- ① 都道府県は、法第4条第1項の規定により作成した計画（以下「都道府県計画」という。）の範囲内で、必要に応じ、基金事業に必要な経費を基金から取り崩し、基金事業の財源に充てるものとする。
- ② 都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）及び運用益の範囲内で各基金事業に充当するものとする。

なお、当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じて変更することにより執行は可能である。また、当該執行の取扱いについては、別途定める。

#### （4）基金の運用

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

#### （5）基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、基金管理事業を実施する場合を除き、取り崩してはならない。

### 第3 基金事業の実施

#### （1）基金事業の対象

基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（別記1-1、1-2）
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業（別記2）
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（別記3）

#### （2）基金事業の実施主体

基金事業の実施主体は、事業者（（1）の①～⑥の事業を実施する者をいう。）又は都道府県とする。

また、都道府県は、外部の団体等へ基金事業の一部を委託することができる

ものとする。

#### 第4 基金事業を実施する場合の条件

##### (1) 都道府県が基金事業を実施する場合

都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として基金事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。

- ① 基金事業の対象事業（第3の(1)に規定する事業。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣（病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業にあつては厚生労働大臣、介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業にあつては厚生労働大臣又は地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長）とする。第4において以下同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- ② 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、厚生労働大臣の承認を受けずに、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業完了の日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑥ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑦ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、当該仕入控除税額的全

部又は一部を基金に納付させることがある。

- ⑧ 充当すべき基金の額が確定した場合において、既にその額を超える額を都道府県が基金から取り崩しているときは、その超える部分について、基金に納付しなければならない。

(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合

都道府県が、事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする（ただし、(3)に定める場合は除く。）

- ① 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都道府県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- ② 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- ③ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ④ 基金事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ⑤ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合

には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- ⑦ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に納付しなければならない。
- ⑩ 交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について都道府県に納付しなければならない。
- ⑪ 基金事業を行う者が①から⑩までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) 市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合

都道府県が、市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。

- ① 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- ② 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ④ 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、都道府県からの助成金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

ア 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村

の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ウ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

コ 交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。

サ 基金事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

- ⑤ ④により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。
  - ⑥ ④の力により事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
  - ⑦ ④のケにより事業者から助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
  - ⑧ ④のコにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
  - ⑨ ④のサにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (4) (2)の⑥及び(3)の⑥により事業者又は市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) (2)の⑨及び(3)の⑦により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) (2)の⑩及び(3)の⑧により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) (2)の⑪及び(3)の⑨により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

## 第5 都道府県計画の変更

- (1) 都道府県は、必要に応じて都道府県計画を変更することができるものとする。
- (2) 都道府県は、都道府県計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等）、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (3) 都道府県は、都道府県計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、当該変更につき、あらかじめ、厚生労働大臣に報告し、協議した後に、当該変更した計画を、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) 都道府県は、都道府県計画について軽微な変更をした場合には、厚生労働

大臣に報告するものとする。

## 第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了

- (1) 都道府県は、基金管理事業を中止し、又は終了する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、基金管理事業及び基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
  - ① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - ② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
  - ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) 基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。
  - ① 第2の(3)の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の(1)の①、②、④及び⑥の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。
  - ② 事業が完了したときに保有する基金の残余额（運用益を含む。）がある場合は、国からの交付金の交付年度及び交付金毎に、これに3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。
  - ③ 厚生労働大臣の指示に従い、残余额の国庫納付を行うことで、精算手続きを完了したものとする。また、残余额が無い場合においては、別葉1又は別葉2による報告を行うことで精算手続きを完了したものとする。
- (5) 精算手続き完了後において、事業者からの納付等が生じた場合は、別葉3により、国からの交付金の交付年度及び交付金毎に、これに3分の2を乗じて得

- た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。
- (6) 基金を解散（終了）する前に残余额の一部について基金事業の実施の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の（2）の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。
- (7) 基金の保管額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると厚生労働大臣が認め、助成金の全部又は一部に相当する額の納付を命じた場合には、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。
- (8) (3) から (7) の期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 3.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。

## 第7 基金事業の実績報告等

### (1) 事業者から都道府県知事への報告

第4の（2）により事業者が事業を実施した場合には、事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

また、第4の（3）により事業者が事業を実施した場合には、事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、市町村を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

### (2) 都道府県知事から厚生労働大臣への報告

都道府県知事は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、当該基金事業に係る目標の達成状況を評価し、実績報告を作成するとともに、基金に係る保管額等とあわせて別紙様式1及び別紙様式2により厚生労働大臣に提出しなければならない。

### (3) 基金の経理

基金事業の実績報告（事業者からの納付金を含む。）をする際には、国からの交付金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。

その際、交付金が医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金それぞれから交付された場合には、年度の他に交付金毎に経理を区分しなければならない。

## 第8 その他

- (1) 都道府県は、基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る  
手続等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は、管内市町村、関係団体等に基金事業の趣旨について十分な説  
明を行うとともに、事業者との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよ  
う取り扱われたい。

(別表) 都道府県が公表すべき事項

基金の名称	基金の名称を記載。「～基金」という名称を用いていない場合でも、基金事業に該当する限り「〇〇積立金」、「××勘定」、「△△資金」として記載すること。
基金設置法人名	基金を造成した都道府県名を記載。
基金の額	今回の基金造成額及び基金設置または積み増し完了時点における基金残高を記載。
国費相当額	今回の基金造成額及び基金設置または積み増し完了時点における基金残高のうち、国費分の金額を記載。  ※基金残高に国費以外金額（都道府県等の負担分や運用収入等）が含まれる場合、按分するなどの方法を用いて算出した国費見合いの額を記載。
基金事業の概要	当該基金事業の概要を3行から5行程度で記載。
基金事業を終了する時期	「地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。」のように記載。
基金事業の目標	当該基金事業の実施の成果として数値で定量的に示される指標を記載。定量的な指標を示すことができない場合は、その理由を記載した上で、定性的な指標を記載。
基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	基金事業を公募により行う場合は、採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を記載。 同内容を記載した公募要領等をインターネットで公表している場合は当該URLの記載で代えることも可。

## 介護施設等の整備に関する事業

### 1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

### 2 対象事業

#### (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

##### ア 地域密着型サービス等整備助成事業

(ア)に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

##### (ア) 対象施設等

- a 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

- b 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65㎡（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- g 認知症高齢者グループホーム
- h 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- j 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- k 認知症対応型デイサービスセンター
- l 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- m 地域包括支援センター
- n 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。以下同じ。）
- o 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- p 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地

内の設置に限定されない。)

- q 小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。)

(イ) 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。( (4) ウ及び(7)の事業を除き、以下同じ。)

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すがどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、(ア)に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人で

あることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問われないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

(イ) 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事

(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

## (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

### ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床
- ・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換(改修等を伴わずに転換する場合を含む。)
- ・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化(緊急時訪問看護の体制整備やサービス提

供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

#### イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

介護施設等において、（1）イ（イ）の表中（1）又は（2）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の（28）口の介護ロボット導入支援事業及びハのICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

#### ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。

実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認

した上で補助すること。

(ア) 介護予防拠点（（１）アの助成を受けているかは問わない。）における、

- ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
- ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

を支援する事業を対象とする。

(イ) 体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

(ウ) 本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。

### (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

- ・ 介護老人保健施設
- ・ ケアハウス
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護医療院
- ・ 認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

(ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

a 介護老人保健施設

b 介護医療院

- c ケアハウス
- d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 生活支援ハウス
- j サービス付き高齢者向け住宅

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さず、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

エ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 認知症高齢者グループホーム
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）

(イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）

(ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）

とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(ア) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適切な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(イ) (ア) で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(エ) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(オ) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目

的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

#### イ 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

- (ア) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
- (イ) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
- (ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。
- (エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。
- (オ) 介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

#### ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又は介護施設等に配置する。

- (ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- (イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するとともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。
- (ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

### (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、簡易陰圧装置・換気設備の設置、ゾーニング環境等の整備に係る費用を支援することを目的とする。

#### ア 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業

##### (ア) 対象事業

###### a 消毒液等購入経費支援

介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等を卸・販社から一括購入・管理・配布をするための事業（国が示す消毒液等の供給スキーム等に基づき消毒液等の購入・管理・配布を行う場合を含む（当該スキーム等により介護施設等が費用を負担した場合には、都道府県が補填することも可能）。）を対象とする。なお、介護施設等の配布に支障がない範囲であれば、災害時等において、新型コロナウイルス感染症対策に資するため一時的に備蓄している消毒液等を融通することは可能とする。

###### b 介護施設等の消毒・洗浄経費支援

感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を行う事業を対象とする。

なお、他の補助金等により消毒・洗浄経費の補助が行われている場合については、本事業の補助対象とはしない。

##### (イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない。各介護予防サービスを含む。）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院、介護療養型医療施設
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 訪問介護事業所
- l 訪問入浴介護事業所
- m 訪問看護事業所
- n 訪問リハビリテーション事業所
- o 夜間対応型訪問介護事業所

- p 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
  - q 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所
  - r 通所リハビリテーション事業所
  - s 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
  - t 居宅介護支援事業所
  - u 地域包括支援センター
  - v 福祉用具貸与・販売事業所
  - w 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所
  - x 生活支援ハウス
  - y 居宅療養管理指導事業所
- イ 高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業  
 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発（例えば、視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレットや市町村報に折り込むチラシ）を行う事業を対象とする。
- ウ 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業
- （ア）対象事業
- a 簡易陰圧装置設置経費支援  
 介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする
  - b 換気設備設置経費支援  
 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置等を行う事業を対象とする
- （イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない）
- a 特別養護老人ホーム
  - b 介護老人保健施設
  - c 介護医療院、介護療養型医療施設
  - d 養護老人ホーム
  - e 軽費老人ホーム
  - f 認知症高齢者グループホーム
  - g 小規模多機能型居宅介護事業所
  - h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - i 有料老人ホーム
  - j サービス付き高齢者向け住宅

k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

l 生活支援ハウス

エ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

c 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため、家族と利用者が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業を対象とする。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

a 特別養護老人ホーム

b 介護老人保健施設

c 介護医療院、介護療養型医療施設

d 養護老人ホーム

e 軽費老人ホーム

f 認知症高齢者グループホーム

g 小規模多機能型居宅介護事業所

h 看護小規模多機能型居宅介護事業所

i 有料老人ホーム

j サービス付き高齢者向け住宅

k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

l 生活支援ハウス

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

## ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舍の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- (ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

## イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

## ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。

	<p>※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。</p> <p>※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。</p>
増 築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	<p>既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。）</p> <p>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。</p>
増 改 築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改 修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

### 3 助成額の算定方法

#### (1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別表1-1の(3)及び(7)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> </ul>	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額

る公害防止対策事業として行う場合		
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> </ul>	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> </ul>	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> </ul>	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 介護医療院</li> </ul>	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

### (3) 豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

別表 1-1 配分基礎単価

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び負担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1-1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
定員 30 名以上の広域型施設等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">定員数</p>	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役員費、委託料又は工事請負費。</p>	
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> <li>・小規模な介護医療院</li> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> <li>・施設内保育施設</li> </ul>	<p style="text-align: center;">839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> </ul>	<p style="text-align: center;">14,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">施設数</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> </ul>	<p style="text-align: center;">420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">定員数</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> </ul>	<p style="text-align: center;">420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">定員数</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内保育施設</li> </ul>	<p style="text-align: center;">4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">施設数</p>		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費				
(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	<p style="text-align: center;">219 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">定員数 (転換前床数)</p>		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員 30 名以上の広域型施設等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">定員数</p>		<p>特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」</p>
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> </ul>	<p style="text-align: center;">420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">定員数 ※小規模多機能型居宅介護</p>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模な介護医療院</li> <li>・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>		事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。	
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・ 都市型軽費老人ホーム	210千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・ 小規模な養護老人ホーム	210千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
・ 施設内保育施設	2,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				
・ 介護予防拠点	100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所		介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
<p align="center"><b>【本体施設】</b></p>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1</p>	<p align="center">1/2</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p>
<p>定員 30 名以上の広域型施設</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護医療院</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>			
<p>定員 29 名以下の地域密着型施設等</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内保育施設</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>			
<p align="center"><b>【合築・併設施設】</b></p>			
<p>定員 29 名以下の地域密着型施設等</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防拠点</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急ショートステイ</li> </ul>			

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 → ユニット化」改修	1,190 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
「多床室（ユニット型個室の多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,380 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> </ul>			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	734 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> <li>・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	創設 2,240 千円 の範囲で都道府県知事が定める額  改築 2,770 千円 の範囲で都道府県知事が定める額  改修 1,115 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換前床数	
介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>	3,500 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
共生型サービス事業所の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）</li> <li>・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>	1,029 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	事業所数	

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

**(5)民有地マッチング事業**

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

注) 介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

**(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業**

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における消毒液購入等経費支援事業			
・消毒液等購入経費支援	都道府県知事が認める額	都道府県	介護施設等へ配布するために必要な消毒液、防護手袋、個人用防護具等を一括購入するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費(通信運搬費、手数料)又は委託料
・介護施設等の消毒・洗浄経費支援		施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費(消耗品費)、役務費(手数料)又は委託料
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業	都道府県知事が認める額	自治体	高齢障害者向けに感染症予防の広報・啓発をするために必要な需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料
介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業			
・簡易陰圧装置設置経費支援	4,320千円	都道府県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい)、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・換気設備設置経費支援	施設延べ床面積(都道府県が必要と認めた面積)×4千円	施設・事業所	換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消

			<p>耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</p>			
<p>・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</p>	1,000千円	1か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</p>	6,000千円	1か所	
<p>・2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援</p>	3,500千円	施設・事業所	

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

### (7)介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
<p>介護職員の宿舎施設整備事業</p>			
<p>・特別養護老人ホーム</p> <p>・介護老人保健施設</p> <p>・介護医療院</p> <p>・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p>	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>		<p>費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。  ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>		

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

## 介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）

### 1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。

### 2 対象事業

#### （1）地域密着型サービス等整備等助成事業

##### ア 地域密着型サービス等整備助成事業

（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

##### （ア）対象施設等

- a 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショー

トステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

- b 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65㎡（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- g 認知症高齢者グループホーム
- h 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- j 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- k 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）
- l 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。）

(イ) 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（（5）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物

(開 設)	や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築 （再開設）	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増 改 築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

（イ）整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備

(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

## (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

### ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

### イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の(28)口の介護ロボット導入支援事業及びハのICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とされない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理

者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

### (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合には、当該敷地についても補助対象とする。

なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。

### (4) 民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

#### ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(ア) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設

等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

- (イ) (ア)で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
- (ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。
- (エ) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。
- (オ) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

#### イ 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

- (ア) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
- (イ) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
- (ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。
- (エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。
- (オ) 介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

#### ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又は介護施設等に配置する。

- (ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。

(イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するとともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。

(ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

#### (5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

##### ア 対象事業

(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。

(ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

(エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員なければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

(オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

## イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

## ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	現在定員の増員を行わずに、既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

## 3 助成額の算定方法

### (1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-2の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1-2の(3)及び(5)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	<p>別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額</p>
--	--	--

(3) 豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと

認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

別表 1 - 2 配分基礎単価

(1)地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000~4,480千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模な介護老人保健施設	25,000~56,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000~56,000千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~4,480千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000~33,600千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~33,600千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~33,600千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	11,900千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~4,480千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1-2の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128千円の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
定員 30 名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役員費、委託料又は工事請負費。	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・都市型軽費老人ホーム	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・小規模な養護老人ホーム	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
・施設内保育施設	4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員 30 名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・都市型軽費老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・小規模な養護老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額			
・施設内保育施設	2,100 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		

**(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業**

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費	
<p align="center"><b>【本体施設】</b></p>				
<p>定員 30 名以上の広域型施設</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護医療院</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>				
<p>定員 29 名以下の地域密着型施設等</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護老人保健施設</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> </ul>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の 2 分の 1</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な養護老人ホーム</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内保育施設</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>				
<p align="center"><b>【合築・併設施設】</b></p>				
<p>定員 29 名以下の地域密着型施設等</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防拠点</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急ショートステイ</li> </ul>				

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

#### (4)民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・整備候補地等の確保支援	4,590千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

注) 介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

#### (5)介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい)、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡  ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

## 別記2

### 介護従事者の確保に関する事業

#### 1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善等の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

#### 2 対象事業

事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。

#### 【基盤構築を行うための事業】

##### (1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討にあたっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。

なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。

##### (2) 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業

市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。

##### (3) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

## 【参入促進に資する事業】

### (4) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

### (5) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

### (6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業

#### イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

#### ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業

地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。

#### ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業

若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。

### (7) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(8) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(9) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(10) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進

高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。

(11) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(12) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

(13) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業

イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。

ハ 介護の周辺業務等の体験支援

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

ニ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業

訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

(14) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の実習として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

(15) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業

以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費の一部について助成する。

ロ 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や特定技能1号外国人の受入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うために必要な経費について助成する。

【資質の向上に資する事業】

(16) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(17) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ

プ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(18) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。(本項における他の事業で助成される経費を除く。)

(19) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(20) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(21) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(22) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等

イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業

チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。

(23) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材(生活支援コーディネーター)育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材(医師、歯科医師、

薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等)の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(24) 権利擁護人材育成事業

イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。

(25) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業

都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

(26) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

介護施設等における防災リーダー(介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない)の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。

【労働環境・処遇の改善に資する事業】

(27) 介護職員長期定着支援事業

イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業

介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて

介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

#### ハ 若手介護職員交流推進事業

若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

#### (28) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

#### (29) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

以下の、ロ、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

##### イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組を実施するための経費に対し助成する。

##### ロ 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取組を実施するための経費に対し助成する。

##### ハ ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

#### ニ 介護事業所に対する業務改善支援事業

①第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成

厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。

- ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
- ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること

②都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成

都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対して助成する。

ホ 介護事業所における両立支援等環境整備事業

介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。

(30) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(31) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(32) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

(33) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。

(34) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

**【離島・中山間地域等に対する事業】**

(35) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。

## 別記3

### 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

#### 1 目的

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

#### 2 対象事業

##### ○地域医療勤務環境改善体制整備事業

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。

##### (1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、4の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「2(2)対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

4 交付要件

次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

(3) 2024年までに

- ・(B)水準指定を予定している医療機関((B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。)については、(B)水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下

- ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下

となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資す

る計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

- ① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
- ② 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

イ 勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施

ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

オ 当直翌日の業務内容に対する配慮

カ 交替勤務制・複数主治医制の実施

キ 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

※実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績報告時に確認すること

- (4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

## 5 算定方法等

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。2（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ（2）の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

- (2) 3のうち、資産の形成につながる費用については事業者負担を、必ず求めるものとする。

- (3) また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(参考) 医師の働き方改革に関する検討会報告書(平成31年3月28日 医師の働き方改革に関する検討会) 抜粋

(地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関)

(中略)

○ ①地域医療の観点から必須とされる機能は、医療の公共性、不確実性、高度の専門性等の観点から、以下を基本とする。

(ア) 救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの(例:二次・三次救急医療機関、在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関)

(イ) 政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業(※)」

(ウ) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療機関・医師(例:高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等)

※ 5疾病・5事業:がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の「5疾病」、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の「5事業」

○ 上記(ア)～(ウ)のような機能について、国として一定の客観的な要件を整理した上で、地域の個別事情を踏まえながらも恣意的な適用とならないよう定めることが必要であり、具体的には以下のとおりとする。

<(ア)(イ)の観点から>

i 三次救急医療機関

ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」

iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関

(例)精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関

※ 以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約1,500程度と見込まれる。

<(ウ)の観点から>

特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

(例)高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

以上

医政発 0302 第 3 号  
老発 0302 第 7 号  
保発 0302 第 3 号  
令和 3 年 3 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援  
臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の  
運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）により行われているところであるが、管理運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、令和 2 年 4 月 1 日より適用する（ただし、管理運営要領の別紙第 4 に係る改正のうち、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務については、令和 2 年厚生労働省告示第百八十五号によって改正されたことに伴い、令和 2 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用し、別記 1-1 及び別記 2 に係る改正については令和 3 年 1 月 28 日から適用する）こととしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 基金事業の実施</p> <p>（1）基金事業の対象</p> <p>基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業（別記1-1、1-2）</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業（別記2）</p> <p><u>⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（別記3）</u></p> <p>（2）基金事業の実施主体</p> <p>基金事業の実施主体は、事業者（（1）の①～⑥の事業を実施する者をいう。）又は都道府県とする。</p> <p>また、都道府県は、外部の団体等へ基金事業の一部を委託することができるものとする。</p> <p>第4 基金事業を実施する場合の条件</p> <p>（1）都道府県が基金事業を実施する場合</p> <p>都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として基金事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>① 基金事業の対象事業（第3の（1）に規定する事業。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣（<u>病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業</u>にあつては厚生労働大臣、<u>介護施設等整備事業及び介護</u></p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 基金事業の実施</p> <p>（1）基金事業の対象</p> <p>基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。</p> <p>① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業（別記1-1、1-2）</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業（別記2）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）基金事業の実施主体</p> <p>基金事業の実施主体は、事業者（（1）の①～⑤の事業を実施する者をいう。）又は都道府県とする。</p> <p>また、都道府県は、外部の団体等へ基金事業の一部を委託することができるものとする。</p> <p>第4 基金事業を実施する場合の条件</p> <p>（1）都道府県が基金事業を実施する場合</p> <p>都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として基金事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>① 基金事業の対象事業（第3の（1）に規定する事業。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更はしてはならないものとする。</p>

新	旧
<p data-bbox="129 118 1099 252"><u>従事者確保事業にあっては厚生労働大臣又は地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）とする。第4において以下同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更はしてはならないものとする。</u></p> <p data-bbox="103 256 264 284">②～⑧（略）</p> <p data-bbox="62 292 327 319">(2)～(7)（略）</p> <p data-bbox="47 360 179 387">第5（略）</p> <p data-bbox="47 430 595 458">第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了</p> <p data-bbox="62 466 304 493">(1)～(3)（略）</p> <p data-bbox="62 499 994 526">(4) 基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。</p> <p data-bbox="73 533 1090 735">① 第2の(3)の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の(1)の①、②、④及び⑥の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。</p> <p data-bbox="73 742 248 769">②・③（略）</p> <p data-bbox="62 775 304 802">(5)～(7)（略）</p> <p data-bbox="62 809 1099 909">(8) (3)から(7)の期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利<u>3.0%</u>の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。</p> <p data-bbox="47 968 268 995">第7・第8（略）</p> <p data-bbox="62 1045 224 1072">(別表)（略）</p>	<p data-bbox="1149 256 1310 284">②～⑧（略）</p> <p data-bbox="1131 292 1395 319">(2)～(7)（略）</p> <p data-bbox="1120 360 1252 387">第5（略）</p> <p data-bbox="1120 430 1668 458">第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了</p> <p data-bbox="1135 466 1377 493">(1)～(3)（略）</p> <p data-bbox="1135 499 2067 526">(4) 基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。</p> <p data-bbox="1146 533 2163 735">① 第2の(3)の②に規定する各年度の都道府県計画における第3の(1)の①、②及び④の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。</p> <p data-bbox="1146 742 1321 769">②・③（略）</p> <p data-bbox="1135 775 1377 802">(5)～(7)（略）</p> <p data-bbox="1135 809 2172 909">(8) (3)から(7)の期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利<u>5.0%</u>の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。</p> <p data-bbox="1120 957 1344 984">第7・第8（略）</p> <p data-bbox="1135 1034 1296 1061">(別表)（略）</p>

新	旧
<p>別記 1 - 1</p> <p style="text-align: center;">介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床</li> <li>・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）</li> <li>・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置</li> </ul> <p>の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p><u>なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。</u></li> </ul>	<p>別記 1 - 1</p> <p style="text-align: center;">介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床</li> <li>・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）</li> <li>・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置</li> </ul> <p>の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。</u></li> <li>・ <u>施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。</u></li> </ul> <p>イ・ウ（略）</p> <p>（３）～（５）（略）</p> <p>（６）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業  介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、<u>簡易陰圧装置・換気設備の設置、ゾーニング環境等の整備</u>に係る費用を支援することを目的とする。</p> <p>ア 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業  （ア）対象事業  a 消毒液等購入経費支援  介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等を卸・販社から一括購入・管理・配布をするための事業（国が示す消毒液等の供給スキーム等に基づき消毒液等の購入・管理・配布を行う場合を含む（当該スキーム等により介護施設等が費用を負担した場合には、都道府県が補填することも可能）。）を対象とする。<u>なお、介護施設等の配布に支障がない範囲であれば、災害時等において、新型コロナウイルス感染症対策に資するため一時的に</u></p>	<p>イ・ウ（略）</p> <p>（３）～（５）（略）</p> <p>（６）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業  介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発に係る費用を支援することを目的とする。</p> <p>ア 介護施設等における消毒液購入等経費支援事業  （ア）対象事業  a 消毒液等購入経費支援  介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等を卸・販社から一括購入・管理・配布をするための事業（国が示す消毒液等の供給スキーム等に基づき消毒液等の購入・管理・配布を行う場合を含む（当該スキーム等により介護施設等が費用を負担した場合には、都道府県が補填することも可能）。）を対象とする。</p>

新	旧
<p><u>備蓄している消毒液等を融通することは可能とする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>エ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</u></p> <p><u>(ア) 対象事業</u></p> <p><u>a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</u></p> <p><u>ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。</u></p> <p><u>b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</u></p> <p><u>介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>c 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援</u></p> <p><u>介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため、家族と利用者が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業を対象とする。</u></p> <p><u>(イ) 対象施設等 (いずれも定員規模は問わない)</u></p> <p><u>a 特別養護老人ホーム</u></p> <p><u>b 介護老人保健施設</u></p> <p><u>c 介護医療院、介護療養型医療施設</u></p> <p><u>d 養護老人ホーム</u></p> <p><u>e 軽費老人ホーム</u></p>	<p>b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新

- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

(7) (略)

3・4 (略)

別表 1-1 配分基礎単価

(1) ~ (5) (略)

**(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業**

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における消毒液購入等経費支援事業			
・消毒液等購入経費支援	都道府県知事が認める額	都道府県	介護施設等へ配布するために必要な消毒液、防護手袋、個人用防護具等を一括購入するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費（通信運搬費、手数料）又は委託料
・介護施設等の消毒・洗浄経費支援		施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業	都道府県知事が認める額	自治体	高齢障害者向けに感染症予防の広報・啓発をするために必要な需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料
介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業			

旧

(7) (略)

3・4 (略)

別表 1-1 配分基礎単価

(1) ~ (5) (略)

**(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業**

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における消毒液購入等経費支援事業			
・消毒液等購入経費支援	都道府県知事が認める額	都道府県	介護施設等へ配布するために必要な消毒液、防護手袋、個人用防護具等を一括購入するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費（通信運搬費、手数料）又は委託料
・介護施設等の消毒・洗浄経費支援		施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業	都道府県知事が認める額	自治体	高齢障害者向けに感染症予防の広報・啓発をするために必要な需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料
介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業			

新				旧			
・簡易陰圧装置設置経費支援	4,320千円	都道府県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	・簡易陰圧装置設置経費支援	4,320千円	都道府県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・換気設備設置経費支援	施設延べ床面積(都道府県が必要と認めた面積)×4千円	施設・事業所	換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	・換気設備設置経費支援	施設延べ床面積(都道府県が必要と認めた面積)×4千円	施設・事業所	換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				<u>(新設)</u>			
	1,000千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備				

新		
<u>・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</u>		
<u>・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</u>	6,000 千円	1 か所
<u>・2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援</u>	3,500 千円	施設・事業所

するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(7) (略)

別記1—2 (略)

旧			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(7) (略)

別記1—2 (略)

新	旧
<p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ~ (25) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(26) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>介護施設等における防災リーダー（介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない）の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(27) ~ (35) (略)</u></p>	<p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ~ (25) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(新設)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(26) ~ (34) (略)</u></p>

新	旧
<p data-bbox="62 172 197 204"><u>(別記3)</u></p> <p data-bbox="241 320 909 352"><u>勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</u></p> <p data-bbox="53 416 170 448"><u>1 目的</u></p> <p data-bbox="80 464 1099 730"><u>2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。</u></p> <p data-bbox="53 799 228 831"><u>2 対象事業</u></p> <p data-bbox="80 847 577 879"><u>○地域医療勤務環境改善体制整備事業</u></p> <p data-bbox="107 895 1099 1023"><u>地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。</u></p> <p data-bbox="91 1038 344 1070"><u>(1) 対象医療機関</u></p> <p data-bbox="141 1086 1099 1214"><u>次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。</u></p> <p data-bbox="141 1230 1099 1358"><u>① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</u></p> <p data-bbox="141 1374 1099 1501"><u>② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関</u></p>	<p data-bbox="1137 172 1232 204"><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</u></p> <p><u>イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関</u></p> <p><u>③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関</u></p> <p><u>ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合</u></p> <p><u>イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合</u></p> <p><u>④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</u></p> <p><u>※①及び②の救急医療に係る実績は、1 月から 12 月までの 1 年間における実績とする。</u></p> <p><u>(2) 対象事業</u></p> <p><u>医師の労働時間短縮に向けた取組として、4 の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。</u></p> <p><u>3 補助対象経費</u></p> <p><u>「2(2)対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。</u></p> <p><u>※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。</u></p>	

新	旧
<p data-bbox="51 172 226 199"><u>4 交付要件</u></p> <p data-bbox="107 220 719 247"><u>次の（１）～（４）のいずれをも満たすこと。</u></p> <p data-bbox="118 268 1099 347"><u>（１）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。</u></p> <p data-bbox="118 368 1099 683"><u>（２）月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。</u></p> <p data-bbox="118 703 383 730"><u>（３）2024 年までに</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="174 751 1099 970">・ <u>（Ｂ）水準指定を予定している医療機関（（Ｂ）水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、（Ｂ）水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が 1860 時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下</u></li> <li data-bbox="174 991 1099 1066">・ <u>前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下</u></li> </ul> <p data-bbox="141 1086 1099 1310"><u>となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。</u></p> <p data-bbox="141 1331 1099 1501">① <u>現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。</u></p>	

新	旧
<p>② <u>計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。</u></p> <p><u>ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）</u></p> <p><u>イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施</u></p> <p><u>ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）</u></p> <p><u>エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮</u></p> <p><u>オ 当直翌日の業務内容に対する配慮</u></p> <p><u>カ 交替勤務制・複数主治医制の実施</u></p> <p><u>キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用</u></p> <p><u>※実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績報告時に確認すること</u></p> <p><u>（4）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。</u></p> <p><u>5 算定方法等</u></p> <p><u>（1）当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。2（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ（2）の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</u></p> <p><u>ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</u></p> <p><u>（2）3のうち、資産の形成につながる費用については事業者負担を、必ず求めるものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(3) また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(参考) 医師の働き方改革に関する検討会報告書（平成 31 年 3 月 28 日 医師の働き方改革に関する検討会）抜粋</u></p> <p><u>(地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関)</u></p> <p><u>(中略)</u></p> <p>○ <u>①地域医療の観点から必須とされる機能は、医療の公共性、不確実性、高度の専門性等の観点から、以下を基本とする。</u></p> <p><u>(ア) 救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの（例：二次・三次救急医療機関、在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関）</u></p> <p><u>(イ) 政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5 疾病・5 事業（※）」</u></p> <p><u>(ウ) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療機関・医師（例：高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等）</u></p> <p><u>※ 5 疾病・5 事業：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の「5 疾病」、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の「5 事業」</u></p> <p>○ <u>上記（ア）～（ウ）のような機能について、国として一定の客観的な要件を整理した上で、地域の個別事情を踏まえながらも恣意的な適用とならないよう定めることが必要であり、具体的には以下のとおりとする。</u></p> <p><u>&lt;（ア）（イ）の観点から&gt;</u></p> <p><u>i 三次救急医療機関</u></p> <p><u>ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」 かつ「医療計画において 5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」</u></p> <p><u>iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</u></p>	

新	旧
<p><u>iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関</u></p> <p><u>(例) 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関</u></p> <p>※ <u>以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約 1,500 程度と見込まれる。</u></p> <p><u>&lt;(ウ)の観点から&gt;</u></p> <p><u>特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関</u></p> <p><u>(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	

様式 1

## 地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名			
住所			
代表者（管理者） 名			
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先	
		電話番号	メールアドレス

(実績等)

1 当該事業に係る稼働病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 <small>※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数</small>
	一般病床	床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（            ）年1月～12月 <small>※病床機能報告と期間が異なる</small>	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数： （            ）件	
3 その他診療実績 <small>※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容につ</small>	<input type="checkbox"/> ②ア 夜間・休日・時間外入院件数（            ）件 期間：（            ）年1月～12月 <small>※病床機能報告と期間が異なる</small> <input type="checkbox"/> ②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等 （            ） <input type="checkbox"/> ③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等	

新		旧
<p>いて説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない)</p>	<p style="text-align: center;">実績等</p> <p>( )</p> <p><input type="checkbox"/>③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療</p> <p style="text-align: center;">実績等</p> <p>( )</p> <p><input type="checkbox"/>④ その他在宅医療</p> <p style="text-align: center;">実績等</p> <p>( )</p>	
<p>4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制</p>	<p style="text-align: center;">様式 2 に記載すること。</p>	
<p>〔記載上の注意〕</p> <p>1 「2」については、申請を行う年度の前年 1 年間（2020 年度に届け出る場合は、2019 年 1 月～12 月の 1 年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。</p> <p>2 様式 2 を添付すること。</p>		

様式2

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握

ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)	常勤: ( )名 非常勤: ( )名 *1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること	宿日直(*1)を担当する医師数( )名(うち非常勤( )名)
イ 勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月分)		
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法 □ タイムカード、ICカード □ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) □ その他 (具体的に: )		
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容 □ 年次有給休暇取得率 □ 時短勤務実施者(*3)数 □ 育児休業・介護休業の取得率 □ その他 (具体的に: ) *2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者		
(ウ) 超過勤務時間(時間/月)(*4) 平均: ( )時間/月 80時間/月以上の者の人数: ( )名 最大: ( )時間/月 155時間/月以上の者の人数: ( )名 最小: ( )時間/月 *4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和		
(エ) 宿日直(回/月) 平均: ( )回/月 最大: ( )回/月 最小: ( )回/月 連日当直を実施した者の人数及び回数: ( )名・のべ( )回		
(オ) その他(自由記載・補足等)		

(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: _____	職種: _____
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____回/年 参加人数: 平均 _____人/回 参加職種( )	
ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	□ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日) □ 職員に対する計画の周知	
エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)	

(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

(ア)~(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)。(※申請時に提出すること。)

□ (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容	
□ (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	□ (ウ) 勤務間インターバルの確保
□ (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	□ (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮
□ (カ) 主治医制の見直しの実施	□ (キ) 短時間正規雇用医師の活用
□ (ク) その他 ( )	

※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等

(4) (3)の取組内容に要する経費

補助対象経費	支出内容	資産形成有無	所要見込額	補助対象額
合計				

〔記載上の注意〕  
1 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。  
2 (3)は検討した取組内容について1つ以上選択すること。  
3 (4)は補助対象経費が複数ある場合は欄を適宜追加又は別紙として添付すること。

新	旧
<p>(別業1)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事</p> <p>医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について</p> <p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②、<u>④及び⑥</u>の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②、<u>④及び⑥</u>の全ての事業が完了した日</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(別業1)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事 <u>印</u></p> <p>医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について</p> <p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②<u>及び④</u>の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②<u>及び④</u>の全ての事業が完了した日</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2・3 (略)</p>

新	旧
<p>(別業2)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事</p> <p style="text-align: center;">医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について</p> <p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>(別業2)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事 <span style="color: red;">印</span></p> <p style="text-align: center;">医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について</p> <p>標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。</p> <p>1～3 (略)</p>

新	旧
<p>(別葉3)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金の精算完了後の納付等について</p> <p>標記について、次のとおり納付等が生じたので報告する。</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(別葉3)</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知 事 <u>印</u></p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金の精算完了後の納付等について</p> <p>標記について、次のとおり納付等が生じたので報告する。</p> <p>1～4 (略)</p>

新

(別紙様式1)

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇〇都道府県知事

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく(●)年度事業実施状況報告について(病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業)

1 基金保管実績

(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

旧

(別紙様式1)

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇〇都道府県知事 印

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく(●)年度事業実施状況報告について(病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業及び医療従事者確保事業)

1 基金保管実績

(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

新

## 2 基金運用実績

(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

旧

## 2 基金運用実績

(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況

(1)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費				事業者等負担額
					基金充当額			国負担分(2/3)	
					都道府県負担分(1/3)	消費税増収分	上乗せ分		
合計									

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
「1 基金保管実績(病床機能分化・連携推進事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合  ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
「1 基金保管実績(在宅医療推進事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	
「1 基金保管実績(医療従事者確保事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	
「1 基金保管実績(助産師養成研修事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	
「1 基金保管実績(高齢者介護支援事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	

3 基金事業実施状況

(1)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費				事業者等負担額
					基金充当額			国負担分(2/3)	
					都道府県負担分(1/3)	消費税増収分	上乗せ分		
合計									

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
「1 基金保管実績(病床機能分化・連携推進事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合  ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
「1 基金保管実績(在宅医療推進事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	
「1 基金保管実績(医療従事者確保事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	
「1 基金保管実績(助産師養成研修事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	
「1 基金保管実績(高齢者介護支援事業)」のうち、〇〇年度積み立て分	円	%	

(2)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費				事業者等負担額
					基金充当額			都道府県負担分(1/3)	
					国負担分(2/3)		消費増収分		
合計									

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C) <small>〔1〕基金保管実績(病床機能強化・連携推進事業)のうち、〇〇年度積み立て分)</small>	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合  ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	

4 添付資料

- (1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2)その他参考となる資料

(2)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画時)	●●年度実事業費				事業者等負担額
					基金充当額			都道府県負担分(1/3)	
					国負担分(2/3)		消費増収分		
合計									

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C) <small>〔1〕基金保管実績(病床機能強化・連携推進事業)のうち、〇〇年度積み立て分)</small>	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定根拠)
円	円	%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合  ※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
円	円	%	
円	円	%	
円	円	%	

4 添付資料

- (1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2)その他参考となる資料

新	旧
<p>(別紙様式2)(略)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事</p> <p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく〇〇年度事業実施状況報告について(介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業)</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇都道府県知事 印</p> <p>地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく〇〇年度事業実施状況報告について(介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業)</p> <p>1～4 (略)</p>

新

(別添様式1)

(1) ~ (5) (略)

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		都道府県名:					
事業区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
介護施設等における消毒液購入等経費支援							
消毒液等購入経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護施設等の消毒・洗浄経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援							
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における簡易除圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業							
簡易除圧装置設置経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
換気設備設置経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業							
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(7) (略)

(別添様式2-1) ~ (別添様式2-5) (略)

旧

(別添様式1)

(1) ~ (5) (略)

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		都道府県名:					
事業区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
介護施設等における消毒液購入等経費支援							
消毒液等購入経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護施設等の消毒・洗浄経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援							
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における簡易除圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業							
簡易除圧装置設置経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
換気設備設置経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(新設)							
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

(7) (略)

(別添様式2-1) ~ (別添様式2-5) (略)



医政地発 0302 第 1 号  
医政医発 0302 第 1 号  
老高発 0302 第 1 号  
老認発 0302 第 6 号  
保連発 0302 第 1 号  
令和 3 年 3 月 2 日

各都道府県〔 衛生主管部（局）長  
介護保険主管部（局）長 〕 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局医事課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく  
都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和 2  
年度の取扱いに関する留意事項について

今般、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）及び同法第 5 条第 1 項に規定する市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）の作成又は変更並びに同法第 6 条に基づく基金（地域医療介護総合確保基金。以下単に「基金」という。）の活用にあたって、令和 2 年度における留意事項を別添のとおり取りまとめたので、貴都道府県におかれては、これを踏まえ、都道府県計画を作成し、基金の活用を図っていただくとともに、貴管内市町村等関係者に周知されるよう御配慮願いたい。併せて、予算の早期執行に努められるようお願いする。

また、都道府県計画及び市町村計画の作成、基金の運用等に当たっての疑義等が生じた場合には、随時、御相談いただきたい。

地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項

第1 都道府県計画及び市町村計画の作成に関する事項

1 基金を充てて実施する事業の範囲

- (1) 都道府県計画及び市町村計画の作成は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号。以下「総合確保方針」という。）に即して行うものとし、令和2年度において基金を充てて実施する事業の範囲については、総合確保方針第4の二に定めるもののうち、次の事業を対象とするものとする。
- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - ② 居宅等における医療の提供に関する事業
  - ③ 介護施設等の整備に関する事業
  - ④ 医療従事者の確保に関する事業
  - ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
  - ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
- (2) 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは基金を充てて実施する事業の対象としないものとする。また、既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる基金への付替えについては、慎重に検討するものとする。
- (3) 都道府県計画及び市町村計画については、都道府県の定める医療計画（地域医療構想を含む。以下同じ。）及び介護保険事業支援計画、市町村の定める介護保険事業計画、その他都道府県及び市町村が定める関係計画の内容と調和が保たれるよう考慮するとともに、必要に応じてこれらの計画を見直すものとする。
- (4) 都道府県計画及び市町村計画の計画期間は、原則1年間とする。  
なお、個別の事業の内容に応じて実施期間を複数年とすることも可能とする。

2 地域の関係者の意見の反映及び事業主体間の公平性の確保等

- (1) 都道府県計画及び市町村計画の作成にあたっては、公正性・透明性を確保するため、あらかじめ、幅広い地域の関係者（市町村長（市町村計画作成の場合は都道府県知事）、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をいう。以下単に「地域の関係者」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるとともに、事業主体間の公平性を確保し、地域にとって必要性・公益性の高い事業に対し、適切かつ公正に配分されるようにするものとする。
- (2) 都道府県計画には、公民の基金の配分額（事業主体が未定のものを除く。）を記載し、当該配分についての経緯・理由やそれに対する都道府県の見解を付すものとする。

なお、この基金における「公」とは、  
・ 都道府県及び市町村

- ・医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関及び国、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した医療機関
- ・都道府県、市町村、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した介護施設等

をいう。

また、施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、事業の実施主体が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

### 3 都道府県計画及び市町村計画の作成に係る手順

都道府県計画及び市町村計画を作成する際に考えられる一般的な手順を提示するので、状況に応じて参考にされたい。

また、都道府県計画及び市町村計画の様式例を、別添1及び別添2のとおり添付するので、必要に応じて参考とされたい。

なお、市町村において、基金を活用した事業を実施する場合は、可能な限り市町村計画を作成されたい。

- ① 都道府県及び市町村は、都道府県計画又は市町村計画を作成するための保健・医療担当部局と介護・福祉担当部局の連携による体制の整備を行う。
- ② 都道府県及び市町村は、地域医療・介護の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討を行う。
- ③ 都道府県及び市町村は、都道府県計画又は市町村計画を策定するにあたっては、
  - ・対象地域における医療提供体制の再構築や地域包括ケアシステムの構築等を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価
  - ・新たに計画する事業に係る指標及び定量的な目標、事業の優先順位
  - ・医療計画又は市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険事業支援計画における目標等との整合性の確保

等について確認・検討する。

特に、事業ごとに設定するアウトプット指標は個別事業の直接的かつ定量的な成果を示すものであり、アウトカム指標は事業を通して期待される地域全体への効果を定量的に測定するものであることに留意されたい。

なお、評価指標の例を別添3のとおり添付するので、参考とされたい。

- ④ 対象地域における医療提供体制の再構築や地域包括ケアシステムの構築等を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価、新たに計画する事業に係る指標及び医療計画又は市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険事業支援計画における目標と整合性が図られた定量的な目標、事業の優先順位及び医療計画の指標並びに介護保険事業支援計画の達成状況等との整合性が図られているかを確認する。
- ⑤ 市町村計画（案）を作成する場合、市町村は、市町村計画（案）に関する医師会など地域の関係者への意見の聴取を行い、都道府県への提出を行う。
- ⑥ 都道府県は、管内の市町村の市町村計画（案）を取りまとめ、市町村から医療及び介護の総合的な確保に関する事業の実施に関する要望の聴取を行うとともに、市町村計画（案）における事業を調整し、都道府県計画（案）へ盛り込む事業の検討を行う。

- ⑦ 都道府県は、都道府県計画（案）に関する医師会など地域の関係者への意見の聴取を行う。
- ⑧ 都道府県は、以上の検討を踏まえた都道府県計画（案）の作成を行う。（これまでの間に、必要に応じ、厚生労働省との意見交換を行う。）
- ⑨ 厚生労働省による都道府県への交付額の内示
- ⑩ 都道府県による市町村への交付額の内示（市町村は、市町村計画を作成する場合には、市町村計画の決定、都道府県への提出を行う。）
- ⑪ 都道府県は、都道府県計画の決定、都道府県計画（別紙1、付属資料1-1、1-2及び付属資料2を含む。）の厚生労働省への提出を行う。  
（注）⑤及び⑦のほか、必要に応じて、医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること。

#### 4 その他

- (1) 都道府県においては、都道府県計画（案）の基金充当額の全てがそのまま承認されるわけではないため、あらかじめ事業の優先順位を決めておくなどの準備をするものとする。
- (2) 事業者負担については、特に、特定の事業者の資産の形成につながる事業については、必ず求めるものとする。ただし、政策上必要なもので、特定の事業者の資産の形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも可能である。
- (3) 事業の積算に当たっては、基金で対応することとして、基金の設立に伴って廃止された国庫補助事業における基準単価や人件費等統一単価はもとより、他の事業についても類似事業の例を参考にするものとする。
- (4) 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都道府県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (5) 医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業については、当該事業の目的を整理した上で、医療又は介護のいずれかに計上するものとする。

##### [事業例]

- ・在宅医療・介護連携のための相談員（コーディネーター）の育成事業
- ・在宅医療・介護連携推進のための、医療・介護関係者の多職種による（グループワーク等の）研修事業
- ・在宅医療・介護連携推進のための、医療分野の知識等に関する介護従事者向けの研修事業
- ・看護職員の人材確保事業（会議開催費、普及啓発に係る雑費等）
- ・看護職員の資質向上事業（研修費の補助等）
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士指導者育成事業
- ・在宅での栄養ケアのための管理栄養士を対象とした研修事業

## 第2 都道府県計画の変更に関する事項

- 1 都道府県は、都道府県計画における目標を達成すること等を目的として、必要に応じて、当該都道府県計画の計画期間内に都道府県計画の変更を行うことができるものとする。

2 都道府県計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ、地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、当該変更（軽微な変更を除く。）につき、あらかじめ、厚生労働大臣に報告し、協議した後に、当該変更した計画を、厚生労働大臣に提出するものとする。

（注）軽微な変更とは、追加交付及び都道府県計画に掲げている目標の縮小を伴わない変更であって、変更内容が次の①のみに該当する場合、②のみに該当する場合又は①及び②のみに該当する場合をいう。

① 計画期間の範囲内において個別の事業の期間を変更する場合。

② 都道府県計画に記載されている個別の事業において、当該事業に要する費用の額を変更する場合。ただし、個別の事業（基金の対象としている事業の範囲に限る。）に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

なお、都道府県は、上記②の軽微な変更を行う場合であっても、次の点に留意するものとする。

- ・ あらかじめ、減額する事業の実施主体に説明を行うとともに、公平性を確保する観点から、減額分の使途について、医師会などの地域の関係者から理解を得るものとする。
- ・ 変更する事業については、変更に係る事業内容が法令等に基づく事業の適正性を確保しているか確認するものとする。

### 第3 都道府県計画及び市町村計画の事後評価に関する事項

都道府県及び市町村が令和元年度都道府県計画及び令和元年度市町村計画に基づく事業の事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会、地域医療対策協議会、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会、市町村介護保険事業計画作成委員会等からも意見を聴取しつつ、以下に規定する視点に基づき、実施するものとする（別添1の別紙1及び別添2の別紙2関係）。

また、平成26年度から平成30年度までの都道府県計画の事後評価についても、国と協議を行った計画変更等を反映の上、令和元年度事後評価と合わせて提出すること。（平成26年度から平成30年度までの都道府県計画の事後評価に係る様式はそれぞれの年度に示したものを活用して差し支えない。）

#### 1 事後評価のプロセス

都道府県計画及び市町村計画に記載された事後評価の方法に基づき、適正な手続きによって実施されているか、具体的なプロセスを確認する。

また、事後評価のプロセスの中で出された主な意見等については、都道府県計画及び市町村計画の事後評価に記載する。

#### 2 目標の達成状況

① 都道府県計画及び市町村計画に記載された目標がどの程度達成・実現できたのか。

（注）特に、アウトプット指標及びアウトカム指標について、数値目標を設定している場合には、その数値目標がどの程度実現したのか。

② 目標が未達成の場合には、原因等に対する見解と改善の方向性

### 3 事業の実施状況

- ① 当初の計画はどのような事業内容だったのか。（事業の内容（当初計画））
- ② 実施する事業の当初の目標値と達成値を記載し、比較する。  
（アウトプット指標（当初の目標値）・アウトプット指標（達成値））
- ③ 当該事業を通じて得られた効果（事業の有効性）及び効率的な実施のために講じた措置（事業の効率性）を記載しつつ、事業終了後1年以内にアウトカム指標に変化が観察できた場合はその変動値を記載する。
- ④ その他（上記の他、特段評価すべき点や、事業の改善点等、都道府県及び市町村が記載すべきと考えたもの）  
（注）特段評価すべき視点とは、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある等を指しており、積極的に記載するよう努めていただきたい。

### 第4 交付金の配分に関する事項

令和2年度における交付金の配分については、人口や高齢者の状況などの基礎的要因とともに、都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して配分する予定である。

なお、医療分の配分については、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業に重点化することとしている。

また、介護分の配分に当たっては、各自治体の第7期介護保険事業支援計画の内容等も考慮しながら実施することを検討している。

### 第5 区分経理等に関する事項

#### 1 年度ごとの区分経理

基金は、毎年度、交付金の交付を受けて造成されるものであるため、都道府県は、交付年度ごとに基金の執行状況等について把握・管理するものとする。

#### 2 繰越し

令和2年度に設定した都道府県計画の計画期間について、計画期間を延長して事業を継続させなければ設定された目標が達成されないと見込まれる場合には、都道府県計画を変更し、計画期間を延長することにより、当該都道府県計画の作成年度に積み立てた基金を引き続き活用することができるものとする。

### ○ 都道府県計画の提出期限、提出先及び問合せ窓口について

#### 1 提出期限及び提出先

都道府県計画（別紙1、付属資料1-1、1-2及び付属資料2を含む。）については、交付額の内示後、別に指示する期日までに、1部を保険局医療介護連携政策課に提出すること。

なお、都道府県計画の写しを交付申請書に添付して提出すること。

#### 2 問合せ窓口

(医療を対象とする事業に関すること (勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業は除く))

医政局地域医療計画課

電話：03-5253-1111 (内線2771)

E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp

(勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業)

医政局医事課

電話：03-5253-1111 (内線4415、4409)

E-mail：hatarakikatal@mhlw.go.jp

(介護施設等の整備に関すること)

老健局高齢者支援課

電話：03-5253-1111 (内線3928)

E-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp

(介護従事者の確保に関すること)

老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111 (内線3935)

E-mail：shinkou-yosan@mhlw.go.jp

(その他都道府県計画等の全般に関すること)

保険局医療介護連携政策課

電話：03-5253-1111 (内線3182)

E-mail：sougoukakuhokg@mhlw.go.jp

# 医療介護総合確保促進法に基づく

## (都道府) 県計画

### 【様式例】

〇〇年〇月

〇〇県

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画の基本的な考え方

※なぜこの計画を策定するのか（→医療と介護の連携の実態と推進の必要性）等を記載。

## (2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

(例) ○○県における医療介護総合確保区域については、県西部（○○市、○○市）、県東部（ ）…の地域とする。

2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

（異なる理由： ）

## (3) 計画の目標の設定等

※都道府県計画の目標の設定に当たっては、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目した定量的な視点による目標を記載する

### ■○○県全体

#### 1. 目標

○○県においては、○○などの医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) ○○県においては、○○期機能の病床、○○期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

・○○期病床数 ○○床（○年）→●●床（●年）

・退院患者平均在院日数 ○. ○日（○年）→●. ●日（●年）

・地域医療構想で記載する令和7年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 ●●床

急性期 ●●床

回復期 ●●床

慢性期 ●●床

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

(例) ・退院支援を実施している診療所・病院数 ○カ所（○年）→●カ所（●年）

・訪問診療を実施している診療所・病院数 ○カ所（○年）→●カ所（●年）

- ・往診を実施している診療所・病院数 ○カ所（○年）→●カ所（●年）
- ・在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数  
○カ所（○年）→●カ所（●年）
- ・訪問看護事業所数、従事者数 ○カ所、○人（○年）→●カ所、●人（●年）
- ・24時間体制を取っている訪問看護ステーション数、従事者数  
○カ所、○人（○年）→●カ所、●人（●年）
- ・訪問診療を受けた患者数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・訪問看護利用者数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・在宅ターミナルケアを受けた患者数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・看取り数（死亡診断のみの場合を含む） ○件（○年）→●件（●年）

### ③ 介護施設等の整備に関する目標

(例) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

- ・地域密着型介護老人福祉施設 ○床（○カ所）→●床（●カ所）
- ・介護老人保健施設（定員29人以下） ○床（○カ所）→●床（●カ所）
- ・養護老人ホーム（定員29人以下） ○床（○カ所）→●床（●カ所）
- ・ケアハウス（定員29人以下） ○床（○カ所）→●床（●カ所）
- ・都市型軽費老人ホーム ○床（○カ所）→●床（●カ所）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症対応型デイサービスセンター ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症高齢者グループホーム ○床（○カ所）→●床（●カ所）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 ○人／月分（○カ所）→●人／月（●カ所）

### ④ 医療従事者の確保に関する目標

(例) ○○県における人口10万人対医師数の二次医療圏別の偏在の状況は●.●倍あるため、県全体の医師数の増加だけではなく、地域間の偏在解消に取り組んで行く。

- ・人口10万人対医師数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・人口10万人対医師数の二次医療圏別偏在状況 ○.○倍（○年）→●.●倍（●年）
- ・へき地診療所の医師数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・人口10万人対看護師数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・○○士数 ○人（○年）→●人（●年）

### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

(例) ○○県においては、介護職員の増加（○○○人）を目標とする。その際、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に普通校の高校生に対する介護のイメージアップ及び第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。

- ・高等学校教員対象介護の理解促進 対象教員数〇人
- ・中高年齢者層を対象とした入門的な研修の実施 研修受講者数〇人
- ・労働環境整備推進のための中小規模の経営者向けマネジメントセミナーの開催  
セミナー受講事業者数〇事業者

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

(例) 〇〇県においては、2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- ・特定行為研修を受講した看護師数の増加 〇〇人 (〇年) →●●人 (●年)
- ・医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加  
〇〇病院 (〇年) →●●病院 (●年)
- ・客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加

〇〇% (〇年) →●●% (●年)

2. 計画期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

■ 県西部 (※都道府県医療介護総合確保区域ごとに記載)

1. 目標

県西部では、〇〇 (医療計画や介護保険事業支援計画に記載されている課題等を記載) という課題が存在している。これらの課題を解決するため、以下を目標とする。(注)

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) 〇〇県西部においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

- ・〇〇期病床数 〇〇床 (〇年) →●●床 (●年)
- ・退院患者平均在院日数 〇.〇日 (〇年) →●.●日 (●年)
- ・地域医療構想で記載する令和 7 年度の医療機能ごとの病床の必要量  
高度急性期 ●●床  
急性期 ●●床  
回復期 ●●床  
慢性期 ●●床

③ 介護施設等の整備に関する目標

(例) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

- ・地域密着型介護老人福祉施設 〇床 (〇カ所) →●床 (●カ所)
- ・介護老人保健施設 (定員 29 人以下) 〇床 (〇カ所) →●床 (●カ所)

- ・養護老人ホーム（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・ケアハウス（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・都市型軽費老人ホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症対応型デイサービスセンター ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症高齢者グループホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 ○人／月分（○カ所） →●人／月（●カ所）
- ・介護付きホーム（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）

## 2. 計画期間

○年○月○日～○年○月○日

### ■ 県中央部

… 以下、同様の内容を区域ごとに記載

（注）目標の設定に当たっては、医療計画、介護保険事業支援計画等を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目したできるだけ定量的な視点による目標設定を行うこと。

## (4) 目標の達成状況

別紙 1 「事後評価」 のとおり。

## 2. 事業の評価方法

---

### (1) 関係者からの意見聴取の方法

(例) ○年○月○日 関係団体から意見聴取。  
○年○月○日 関係団体から意見聴取。  
…

### (2) 事後評価の方法

(例) 計画の事後評価にあたっては、○○会議、あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しなどを行うなどにより、計画を推進していきます。

### 3. 計画に基づき実施する事業

- 事業区分1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業
- 事業区分4：医療従事者の確保に関する事業
- 事業区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.1 (医療分)】 病床機能分化・連携事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 〇〇〇千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県西部・県北部・県南部					
事業の実施主体	〇〇県					
事業の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>(例) 地域医療構想において必要となる機能区分毎の病床を確保するため、病床の機能転換整備を推進する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：(例) 令和2年度基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇期病床 〇〇床</li> <li>・〇〇期病床 〇〇床</li> </ul>					
事業の内容	(例) 医療機関が地域医療構想において必要とされる病床機能への転換を行うために必要な施設整備費又は設備整備費を支援する。					
アウトプット指標	(例) 整備を行う医療機関数：〇施設					
アウトカムとアウトプットの関連	(例) 〇〇期病床への転換を行う病院を支援することで〇〇期病床を確保し、地域医療構想の達成を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 〇〇〇	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 〇〇〇
		基金	国(A)	(千円) 〇〇〇		
			都道府県 (B)	(千円) 〇〇〇	民	(千円) 〇〇〇

		計 (A+B)	(千円) 〇〇〇		うち受託事業等(再掲) (注2) (千円) 〇〇〇
		その他 (C)	(千円) 〇〇〇		
備考 (注3)					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業								
事業名	【No.2 (医療分)】 訪問看護ステーション支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 〇〇〇千円				
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県西部・県北部・県南部								
事業の実施主体	〇〇県、〇〇県医師会、〇〇県看護協会等								
事業の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日								
背景にある医療・介護ニーズ	(例) 今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要。								
	アウトカム指標：(例) ・訪問看護事業所数 〇カ所(〇年)→●カ所(●年) ・訪問看護従事者数 〇人(〇年)→●人(●年) ・訪問看護利用者数 〇人(〇年)→●人(●年)								
事業の内容	(例) 医療依存度の高い患者の在宅療養生活の継続の支援等を行う訪問看護ステーションの設備整備を支援する。								
アウトプット指標	(例) 設備整備を行う訪問看護ステーション数 〇〇カ所								
アウトカムとアウトプットの 関連	(例) 訪問看護ステーションの設備整備を支援することにより訪問看護ステーション数を増加させ、訪問看護事業所数、従事者数、利用者数の増加を図る。								
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充 当額 (国費) におけ る公 民の別 (注1)	公	(千円)		
		(A+B+C)		〇〇〇		〇〇〇			
		基金	国(A)			(千円)	公民の別 (注1)	民	(千円)
			都道府県 (B)			(千円)		〇〇〇	
			計(A+B)			(千円)		〇〇〇	うち受託事業等 (再掲)(注2)
その他(C)		(千円)	〇〇〇	〇〇〇					
備考(注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.3 (医療分)】 産科医等育成・確保支援事業			【総事業費 (計画期間の総額)】 〇〇〇千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県西部・県北部・県南部					
事業の実施主体	〇〇県					
事業の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日					
背景にある医療・介護ニーズ	<p>(例) 〇〇県における〇年の人口 10 万人対産科・産婦人科医師数は〇〇人(全国平均〇〇人)であり、県内の周産期医療提供体制を確保するため、産科医の確保が必要</p> <p>アウトカム指標：(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年)</li> <li>・分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年)</li> <li>・人口 10 万人対産科・産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年)</li> </ul>					
事業の内容	<p>(例) 産科医の確保を図るため、産科医の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。</p> <p>(補助単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩手当 1 分娩当たり 10 千円</li> <li>・研修医手当 1 人 1 月当たり 50 千円</li> </ul>					
アウトプット指標	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手当支給者数 分娩手当〇人、研修医手当〇人</li> <li>・手当支給施設数 分娩手当〇カ所、研修医手当〇カ所</li> </ul>					
アウトカムとアウトプットの 関連	(例) 産科医の処遇改善を図る医療機関を支援することにより、当該医療機関の産科医を増加させるとともに、県内全体の産科医の増加を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 〇〇〇	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 〇〇〇
		基金	国(A)	(千円) 〇〇〇		(千円) 〇〇〇
			都道府県 (B)	(千円) 〇〇〇		(千円) 〇〇〇
			計(A+B)	(千円) 〇〇〇		うち受託事業等 (再掲)(注2)
			その他(C)	(千円) 〇〇〇		(千円) 〇〇〇
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

事業の区分	6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業				
事業名	【No. 4 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業			【総事業費 (計画期間の総額)】	〇〇〇千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県西部・県北部・県南部				
事業の実施主体	〇〇				
事業の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日				
背景にある医療・介護ニーズ	<p>(例) 〇〇県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。</p> <p>アウトカム指標：(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為研修を受講した看護師数の増加 〇〇人(〇年) → ●●人(●年)</li> <li>・ 医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加 〇〇病院(〇年) → ●●病院(●年)</li> <li>・ 客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加 〇%(〇年) → 〇%(●年)</li> </ul>				
事業の内容	(例) 医療機関が勤務時間インターバルを導入するために必要な費用を支援する。				
アウトプット指標	(例)：対象となる施設数 〇病院				
アウトカムとアウトプットの 関連	(例) 勤務医の働き方改革を行う病院に対して、対象病院を支援することで、勤務医の労働時間の短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 〇〇〇	基金充当 額 (国費) における	公 (千円) 〇〇〇
		基金	国(A)		
			(千円) 〇〇〇		

	都道府県 (B)	(千円) 〇〇〇	公民の別 (注1)	民	(千円) 〇〇〇	
	計(A+B)	(千円) 〇〇〇			うち受託事業等(再 掲)(注2)	(千円) 〇〇〇
	その他(C)	(千円) 〇〇〇			(千円) 〇〇〇	
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

##### (1) 事業の内容等

##### 都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業									
事業名	【No.1 (介護分)】 〇〇県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 〇〇〇千円								
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県西部・県北部・県南部									
事業の実施主体	〇〇県									
事業の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日									
背景にある医療・介護ニーズ	(例) 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：(例) 65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設等の定員総数▲▲人									
事業の内容	(例) ①地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>●床 (●カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>●人/月分 (●カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>●床 (●カ所)</td> </tr> </tbody> </table> ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 ⑤施設整備候補地 (民有地) の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する。 ⑥新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、介護施設等への簡易陰圧装置・換気設備の設置、ゾーニング環境等の整備を行う。 ⑦介護従事者の働く環境を整備するため、介護施設等に勤務する職員の利用する宿舍整備の支援を行う。		整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	●床 (●カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所	●人/月分 (●カ所)	認知症高齢者グループホーム	●床 (●カ所)
整備予定施設等										
地域密着型特別養護老人ホーム	●床 (●カ所)									
小規模多機能型居宅介護事業所	●人/月分 (●カ所)									
認知症高齢者グループホーム	●床 (●カ所)									
アウトプット指標	(例) ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・地域密着型介護老人福祉施設 〇床 (〇カ所) → ●床 (●カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 〇人/月分 (〇カ所) → ●人/月 (●カ所) ・認知症高齢者グループホーム 〇床 (〇カ所) → ●床 (●カ所)									

アウトカムとアウトプットの関連		(例) 地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設等の定員総数を増とする。					
事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)		
			国 (A)	都道府県 (B)			
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇		
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇		
	③介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇		
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇		
	⑤民有地マッチング事業	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇		
	⑥介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇		
	⑦介護職員の宿舎施設整備	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇	(千円) 〇〇〇		
	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 〇〇〇	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)	
	基金	国 (A)	(千円) 〇〇〇		基金充当額 (国費) における 公民の別 (注3) (注4)	民	うち受託事業等 (再掲) (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 〇〇〇				
		計 (A+B)	(千円) 〇〇〇				
	その他 (C)	(千円) 〇〇〇					
備考 (注5)							

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

##### (1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業					
事業名	【No.2 (介護分)】 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 〇〇〇千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県西部・県北部・県南部					
事業の実施主体	〇〇県、〇〇県社会福祉協議会、〇〇県事業者連絡協議会等					
事業の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日					
背景にある医療・介護ニーズ	(例) 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：(例) 人口10万人あたり介護サービス従事者数▲▲人					
事業の内容	(例) 介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント					
アウトプット指標	(例) アンケートによる介護のイメージ 〇%改善					
アウトカムとアウトプットの関連	(例) 介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベントにより介護サービス事業への理解度を深め、介護サービス従事者数の増を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 〇〇〇	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)  〇〇〇
	基金	国(A)	(千円) 〇〇〇		民	(千円) 〇〇〇
		都道府県 (B)	(千円) 〇〇〇			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円) 〇〇〇
		計(A+B)	(千円) 〇〇〇			
		その他(C)	(千円) 〇〇〇			
備考(注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

令和元年度〇〇県計画に関する  
事後評価  
【様式例】

〇〇年〇月  
〇〇県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

<input checked="" type="checkbox"/> 行った (実施状況) <ul style="list-style-type: none"><li>・○年○月○日 ○○県医療審議会において議論</li><li>・○年○月○日 ○○県地域医療対策協議会において議論</li><li>・○年○月○日 ○○県介護保険事業支援計画作成委員会において議論</li><li>・</li></ul>
<input type="checkbox"/> 行わなかった (行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容 <ul style="list-style-type: none"><li>・×× (○年○月○日△△審議会意見)</li><li>・</li><li>・</li></ul>
--

## 2. 目標の達成状況

令和元年度〇〇県計画に規定した目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■〇〇県全体（目標と計画期間）

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) 〇〇県においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

- ・ 〇〇期病床数 〇〇床 (〇年) → ●●床 (●年)
- ・ 退院患者平均在院日数 〇. 〇日 (〇年) → ●. ●日 (●年)
- ・ 地域医療構想で記載する令和7年度の医療機能ごとの病床の必要量  
高度急性期 ●●床  
急性期 ●●床  
回復期 ●●床  
慢性期 ●●床

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- (例) ・ 退院支援を実施している診療所・病院数 〇カ所 (〇年) → ●カ所 (●年)
- ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数 〇カ所 (〇年) → ●カ所 (●年)
  - ・ 往診を実施している診療所・病院数 〇カ所 (〇年) → ●カ所 (●年)
  - ・ 在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数 〇カ所 (〇年) → ●カ所 (●年)
  - ・ 訪問看護事業所数、従事者数 〇カ所、〇人 (〇年) → ●カ所、●人 (●年)
  - ・ 24時間体制を取っている訪問看護ステーション数、従事者数 〇カ所、〇人 (〇年) → ●カ所、●人 (●年)
  - ・ 訪問診療を受けた患者数 〇人 (〇年) → ●人 (●年)
  - ・ 訪問看護利用者数 〇人 (〇年) → ●人 (●年)
  - ・ 在宅ターミナルケアを受けた患者数 〇人 (〇年) → ●人 (●年)
  - ・ 看取り数（死亡診断のみの場合を含む） 〇件 (〇年) → ●件 (●年)

#### ③ 介護施設等の整備に関する目標

(例) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設 〇床 (〇カ所) → ●床 (●カ所)
- ・ 介護老人保健施設（定員29人以下） 〇床 (〇カ所) → ●床 (●カ所)
- ・ 養護老人ホーム（定員29人以下） 〇床 (〇カ所) → ●床 (●カ所)

- ・ケアハウス（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・都市型軽費老人ホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症対応型デイサービスセンター ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症高齢者グループホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 ○人／月分（○カ所） →●人／月（●カ所）

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

（例）〇〇県における人口 10 万人対医師数の二次医療圏別の偏在の状況は●.●倍あるため、県全体の医師数の増加だけではなく、地域間の偏在解消に取り組んで行く。

- ・人口 10 万人対医師数 ○人（○年） →●人（●年）
- ・人口 10 万人対医師数の二次医療圏別偏在状況  
○.○倍（○年） →●.●倍（●年）
- ・へき地診療所の医師数 ○人（○年） →●人（●年）
- ・人口 10 万人対看護師数 ○人（○年） →●人（●年）
- ・〇〇士数 ○人（○年） →●人（●年）

#### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

（例）〇〇県においては、介護職員の増加（〇〇〇人）を目標とする。その際、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に普通校の高校生に対する介護のイメージアップ及び第 2 の人生のスタートを控えた中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。

- ・高等学校教員対象介護の理解促進 対象教員数○人
- ・中高年齢者層を対象とした入門的な研修の実施 研修受講者数○人
- ・労働環境整備推進のための中小規模の経営者向けマネジメントセミナーの開催  
セミナー受講事業者数○事業者

#### ⑥ 計画期間

○年○月○日～○年○月○日

※ 都道府県計画において定めている記載をそのまま記載すること

#### □〇〇県全体（達成状況）

##### 1) 目標の達成状況

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

（例）・〇〇期病床数 ○〇床（○年） →●●床（●年）

- ・退院患者平均在院日数 ○. ○日 (○年) →●. ●日 (●年)
- ・地域医療構想で記載する平成 37 年度の医療機能ごとの病床の必要量
  - 高度急性期 ●●床
  - 急性期 ●●床
  - 回復期 ●●床
  - 慢性期 ●●床

## ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- (例) ・退院支援を実施している診療所・病院数 ○カ所 (○年) →●カ所 (●年)
- ・訪問診療を実施している診療所・病院数 ○カ所 (○年) →●カ所 (●年)
  - ・往診を実施している診療所・病院数 ○カ所 (○年) →●カ所 (●年)
  - ・在宅看取り (ターミナルケア) を実施している診療所・病院数 ○カ所 (○年) →●カ所 (●年)
  - ・訪問看護事業所数、従事者数 ○カ所、○人 (○年) →●カ所、●人 (●年)
  - ・24 時間体制を取っている訪問看護ステーション数、従事者数 ○カ所、○人 (○年) →●カ所、●人 (●年)
  - ・訪問診療を受けた患者数 ○人 (○年) →●人 (●年)
  - ・訪問看護利用者数 ○人 (○年) →●人 (●年)
  - ・在宅ターミナルケアを受けた患者数 ○人 (○年) →●人 (●年)
  - ・看取り数 (死亡診断のみの場合を含む) ○件 (○年) →●件 (●年)

## ③ 介護施設等の整備に関する目標

- (例) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- ・地域密着型介護老人福祉施設 ○床 (○カ所) →●床 (●カ所)
  - ・介護老人保健施設 (定員 29 人以下) ○床 (○カ所) →●床 (●カ所)
  - ・養護老人ホーム (定員 29 人以下) ○床 (○カ所) →●床 (●カ所)
  - ・ケアハウス (定員 29 人以下) ○床 (○カ所) →●床 (●カ所)
  - ・都市型軽費老人ホーム ○床 (○カ所) →●床 (●カ所)
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○人/月分 (○カ所) →●人/月 (●カ所)
  - ・認知症対応型デイサービスセンター ○人/月分 (○カ所) →●人/月 (●カ所)
  - ・認知症高齢者グループホーム ○床 (○カ所) →●床 (●カ所)
  - ・小規模多機能型居宅介護事業所 ○人/月分 (○カ所) →●人/月 (●カ所)

## ④ 医療従事者の確保に関する目標

- (例) ○○県における人口 10 万人対医師数の二次医療圏別の偏在の状況は●.●倍ある

ため、県全体の医師数の増加だけではなく、地域間の偏在解消に取り組んで行く。

- ・人口 10 万人対医師数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・人口 10 万人対医師数の二次医療圏別偏在状況  
○.○倍（○年）→●.●倍（●年）
- ・へき地診療所の医師数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・人口 10 万人対看護師数 ○人（○年）→●人（●年）
- ・〇〇士数 ○人（○年）→●人（●年）

#### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

(例) 〇〇県においては、介護職員の増加（〇〇〇人）を目標とする。その際、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に普通校の高校生に対する介護のイメージアップ及び第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。

- ・高等学校教員対象介護の理解促進 対象教員数○人
- ・中高年齢者層を対象とした入門的な研修の実施 研修受講者数○人
- ・労働環境整備推進のための中小規模の経営者向けマネジメントセミナーの開催  
セミナー受講事業者数○事業者

### 2) 見解

※達成できなかった目標については、その要因を記載すること。

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

「退院支援を実施している診療所・病院数」、・・・については、一定程度の増加が図られたものの、・・・により目標には到達しなかった。

「訪問診療を実施している診療所・病院数」、・・・については、〇〇統計調査の結果が公表されていないため、目標の達成状況を確認できなかった。代替的な指標として、〇〇実態調査における〇〇数は、○カ所（○年）→●カ所（●年）となっており、一定程度の増加が図られたことが確認できた。

#### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

「中高年齢者層を対象とした入門的な研修の実施」については、周知不足により、目標を達成しなかった。

### 3) 改善の方向性

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

目標を大きく超える成果が得られた「往診を実施している診療所・病院数」、・・・については、目標値を過小に設定した可能性があることから、目標の見直しを実施した。○年度計画においては、往診を実施している診療所・病院数 ○カ所（○年）→●カ所（●年）、・・・と設定した。

目標に到達しなかった「退院支援を実施している診療所・病院数」、・・・については、○年度から、○○○等の普及・啓発活動、○○○事業の実施方法を●●●●に改善、○○○事業の追加、・・・等を実施することにより目標達成を図る。

目標の達成状況を確認できなかった「訪問診療を実施している診療所・病院数」、・・・については、統計調査の結果の公表が次年度の事後評価に間に合わないため、指標の追加を検討し、○年度計画において「●●●●数」、・・・を追加した。

#### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

目標に到達しなかった「中高年齢者層を対象とした入門的な研修の実施」については、○年度から、○○○等を活用した事業の周知・普及活動を推進し、研修受講者数の増加を図る。

上記以外の目標については達成した。

#### 4) 目標の継続状況

- 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
 ○年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

※ 総合確保方針において、目標が未達成の場合には、改善の方向性を記載することとされているため、目標が達成できなかった理由を精査し、改善の方向性を記載すること

※ 医療計画と同じ目標を立てたこと等により、翌年度の計画の目標が関連している（変わらない）場合、上欄にチェックをつけること

#### ■ 県西部（目標と計画期間）

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) ○○県においては、○○期機能の病床、○○期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

- ・○○期病床数 ○○床（○年）→●●●床（●年）
- ・退院患者平均在院日数 ○. ○日（○年）→●. ●日（●年）
- ・地域医療構想で記載する平成 37 年度の医療機能ごとの病床の必要量
  - 高度急性期 ●●●床
  - 急性期 ●●●床
  - 回復期 ●●●床
  - 慢性期 ●●●床

##### ② 介護施設等の整備に関する目標

(例) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

- ・地域密着型介護老人福祉施設 ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・介護老人保健施設（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・養護老人ホーム（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・ケアハウス（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・都市型軽費老人ホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症対応型デイサービスセンター ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症高齢者グループホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 ○人／月分（○カ所） →●人／月（●カ所）

### ③ 計画期間

○年○月○日○年○月○日

※ 都道府県計画において定めている記載をそのまま記載すること

## □県西部（達成状況）

### 1) 目標の達成状況

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- (例) ・○○期病床数 ○○床（○年） →●●床（●年）
- ・退院患者平均在院日数 ○. ○日（○年） →●. ●日（●年）
  - ・地域医療構想で記載する平成 37 年度の医療機能ごとの病床の必要量
    - 高度急性期 ●●床
    - 急性期 ●●床
    - 回復期 ●●床
    - 慢性期 ●●床

#### ② 介護施設等の整備に関する目標

(例) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

- ・地域密着型介護老人福祉施設 ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・介護老人保健施設（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・養護老人ホーム（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・ケアハウス（定員 29 人以下） ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・都市型軽費老人ホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○人／月分（○カ所）  
→●人／月（●カ所）
- ・認知症対応型デイサービスセンター ○人／月分（○カ所）

→●人／月（●カ所）

- ・認知症高齢者グループホーム ○床（○カ所） →●床（●カ所）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 ○人／月分（○カ所） →●人／月（●カ所）

## 2) 見解

※達成できなかった目標については、その要因を記載すること。

「○○期病床数」、・・・については、一定程度の増加が図られたものの、・・・により目標には到達しなかった。

上記以外の目標については達成した。

## 3) 改善の方向性

目標を大きく超える成果が得られた「○○期病床数」、・・・については、目標値を過小に設定した可能性があることから、目標の見直しを実施した。○年度計画においては、○○期病床数 ○○床（○年）→●●床（●年）、・・・と設定した。

目標に到達しなかった「○○期病床数」、・・・については、○年度から、○○○等の普及・啓発活動、○○○事業の実施方法を●●●に改善、○○○事業の追加実施、・・・等により目標達成を図る。

## 4) 目標の継続状況

- 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
(○年度計画における関連目標の記載ページ；P○○)
- 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

※ 総合確保方針において、目標が未達成の場合には、改善の方向性を記載することとされているため、目標が達成できなかった理由を精査し、改善の方向性を記載すること

※ 医療計画と同じ目標を立てたこと等により、翌年度の計画の目標が関連している（変わらない）場合、上欄にチェックをつけること

## ■県中央部（目標と計画期間）

… 以下、同様の内容を区域ごとに記載

### 3. 事業の実施状況

令和元年度〇〇県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO.1】 病床機能分化・連携事業	【総事業費】 〇〇千円
事業の対象となる区域	中央、南部、西部、東部、北部	
事業の実施主体	〇〇県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 ※ 事業の終期が令和2年度以降の場合、継続欄にチェックすること。事業の終期が令和元年度内の場合、終了欄にチェックすること。	
背景にある医療・介護ニーズ	(例) 地域医療構想において必要となる機能区分毎の病床を確保するため、病床の機能転換整備を推進する必要がある。 アウトカム指標：(例) 令和元年度基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の病床数 ・〇〇期病床 〇〇床 ・〇〇期病床 〇〇床	
事業の内容（当初計画）	(例) 医療機関が地域医療構想において必要とされる病床機能への転換を行うために必要な施設整備費又は設備整備費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	(例) 整備を行う医療機関数：○施設	
アウトプット指標（達成値）	(例) 整備を行う医療機関数：●施設（●年●月時点）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：(例) 令和元年度基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の病床数 ・〇〇期病床 〇〇床 ・〇〇期病床 〇〇床 ※ 指標が観察できなかつた場合は、観察できなかつた理由及び代替的な指標を記載すること。	

	<p>※ 当初設定していないアウトカム指標についても可能な限り記載すること。</p>
	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  (例) 本事業により〇〇期病床が〇〇床、〇〇期病床が〇〇床整備され、目標を達成したため、地域医療構想の達成に向けた直接的な効果があった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  (例) 地域医療構想調整会議において医療機関ごとに事業実施の合意を得ており、真に必要な整備に限定して実施している。また、施設整備又は設備整備に当たって、各医療機関において入札を実施することにより、コストの低下を図っている。</p>
<p>その他</p>	<p>(例) 別事業として、地域医療構想調整会議主催の地域医療構想セミナーを開催し、医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想の周知活動を実施しており、病床機能分化・連携事業に関する申請を前提とした相談件数が〇件(〇年)→●件(●年)に増加した。</p> <p>※ その他、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある場合は、積極的に記載するよう努めていただきたい。</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.2】 訪問看護ステーション支援事業	【総事業費】 〇〇千円
事業の対象となる区域	中央、南部、西部、東部、北部	
事業の実施主体	〇〇県、〇〇県医師会、〇〇県看護協会等	
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 ※ 事業の終期が令和2年度以降の場合、継続欄にチェックすること。事業の終期が令和元年度内の場合、終了欄にチェックすること。	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>(例) 今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護事業所数 〇カ所(〇年)→●カ所(●年)</li> <li>・訪問看護従事者数 〇人(〇年)→●人(●年)</li> <li>・訪問看護利用者数 〇人(〇年)→●人(●年)</li> </ul>	
事業の内容(当初計画)	(例) 医療依存度の高い患者の在宅療養生活の継続の支援等を行う訪問看護ステーションの設備整備を支援する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	(例) 設備整備を行う訪問看護ステーション数 〇〇カ所	
アウトプット指標(達成値)	(例) 設備整備を行う訪問看護ステーション数 △△カ所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護事業所数 〇カ所(〇年)→●カ所(●年)</li> <li>・訪問看護従事者数 〇人(〇年)→●人(●年)</li> <li>・訪問看護利用者数 〇人(〇年)→●人(●年)</li> </ul> <p>※ 指標が観察できなかった場合は、観察できなかった理由及び代替的な指標を記載すること。</p> <p>※ 当初設定していないアウトカム指標についても可能な限り記載すること。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>(例) 本事業により訪問看護ステーションが〇〇カ所新設され、また、訪問看護事業所数、従事者数、利用者数が増加し、一定程度の効果が得られたが、目標には到達しなかつ</p>	

	<p>た。○年度から、当該事業の普及・啓発活動、当該事業の実施方法を●●●に改善、○○○事業の追加実施、・・・等により目標達成を図る。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>(例) 調達方法や手続に関するマニュアルを作成し、事業者に配布し、事業実施に当たって活用することで、調達コストの低下、調達の迅速化、調達事務の縮減を図っている。</p>
その他	<p>※ その他、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある場合は、積極的に記載するよう努めていただきたい。</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.3】 産科医等育成・確保支援事業	【総事業費】 〇〇千円
事業の対象となる区域	中央、南部、西部、東部、北部	
事業の実施主体	〇〇県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 ※ 事業の終期が令和2年度以降の場合、継続欄にチェックすること。事業の終期が令和元年度内の場合、終了欄にチェックすること。	
背景にある医療・介護ニーズ	(例) 〇〇県における〇年の人口10万人対産科・産婦人科医師数は〇〇人(全国平均〇〇人)であり、県内の周産期医療提供体制を確保するため、産科医の確保が必要 アウトカム指標：(例) ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年) ・分娩1,000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年) ・人口10万人対産科・産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年)	
事業の内容(当初計画)	(例) 産科医の確保を図るため、産科医の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。 (補助単価) ・分娩手当 1分娩当たり10千円 ・研修医手当 1人1月当たり50千円	
アウトプット指標(当初の目標値)	(例) ・手当支給者数 分娩手当〇人、研修医手当〇人 ・手当支給施設数 分娩手当〇カ所、研修医手当〇カ所	
アウトプット指標(達成値)	(例) ・手当支給者数 分娩手当〇人、研修医手当〇人 ・手当支給施設数 分娩手当〇カ所、研修医手当〇カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：(例) ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年) ・分娩1,000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 〇人(〇年)→●人(●年) ・人口10万人対産科・産婦人科医師数 〇人(〇年)→統	

	<p>計調査の結果が公表されていないため、観察できなかった。      代替的な指標として〇〇〇〇数 〇人(〇年)→●人(●年)      ※ 指標が観察できなかった場合は、観察できなかった理由及び代替的な指標を記載すること。      ※ 当初設定していないアウトカム指標についても可能な限り記載すること。</p>
	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          (例) 本事業により手当支給施設の産科・産婦人科医師数、分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数が増加し、目標を達成した。また、〇〇〇〇数についても一定程度増加したことから、産科医の確保に効果があった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          (例) 〇〇県の中でも特に産科医数の少ない〇〇区域を優先して支援することにより、効率的に実施している。</p>
その他	<p>※ その他、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある場合は、積極的に記載するよう努めていただきたい。</p>

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業					
事業名	【NO.1】 〇〇県介護施設等整備事業	【総事業費】 〇〇千円				
事業の対象となる区域	中央、南部、西部、東部、北部					
事業の実施主体	〇〇県					
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 ※ 事業の終期が令和2年度以降の場合、継続欄にチェックすること。事業の終期が令和元年度内の場合、終了欄にチェックすること。					
背景にある医療・介護ニーズ	(例) 高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：(例) 65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設等の定員総数▲▲人					
事業の内容（当初計画）	(例) ①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">整備予定施設等</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム：●床(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所：●人/月分(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム：●床(●カ所)</td> </tr> </table> ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 ⑤施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する。 ⑥新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発を行う。		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム：●床(●カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所：●人/月分(●カ所)	認知症高齢者グループホーム：●床(●カ所)
整備予定施設等						
地域密着型特別養護老人ホーム：●床(●カ所)						
小規模多機能型居宅介護事業所：●人/月分(●カ所)						
認知症高齢者グループホーム：●床(●カ所)						
アウトプット指標（当初の目標値）	(例) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。					

	<p>○地域密着型介護老人福祉施設の増：○床（○カ所）→●床（●カ所）</p> <p>○小規模多機能型居宅介護事業所の増：○人／月分（○カ所）→●人／月分（●カ所）</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：○床（○カ所）→●床（●カ所）</p>
アウトプット指標（達成値）	<p>（例）</p> <p>○地域密着型介護老人福祉施設の増：○床（○カ所）→●床（●カ所）</p> <p>○小規模多機能型居宅介護事業所の増：○人／月分（○カ所）→●人／月分（●カ所）</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：○床（○カ所）→●床（●カ所）</p>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：（例）65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設等の定員総数△△人（※可能な限り記載）</p> <p>観察できなかった 観察できた → 指標：（例）○○人から△△人に増加した。（※背景にある医療・介護ニーズで定めたアウトカム指標と必ずしも一致するものではない。）</p> <p>※ 指標が観察できなかった場合は、観察できなかった理由及び代替的な指標を記載すること。</p> <p>※ 当初設定していないアウトカム指標についても可能な限り記載すること。</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> （例）地域密着型サービス施設等の整備により65歳以上人口あたり地域密着型サービス施設等の定員総数が○○人から△△人に増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> （例）調達方法や手続について行政の手法を紹介することで一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>
その他	<p>※ その他、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある場合は、積極的に記載するよう努めていただきたい。</p>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.●●】 介護に関する入門的研修の実施等とマッチングまでの一体的支援事業	【総事業費】 〇〇千円
事業の対象となる区域	中央、南部、西部、東部、北部	
事業の実施主体	〇〇県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 ※ 事業の終期が令和2年度以降の場合、継続欄にチェックすること。事業の終期が令和元年度内の場合、終了欄にチェックすること。	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>(例)介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：(例) 入門的研修受講者の介護分野への就職者数 (R1：〇〇人→R2：●●人)</p>	
事業の内容 (当初計画)	(例)介護に関する入門的研修の実施及びマッチングに対する支援にかかる経費を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	(例) 入門的研修参加者数 (〇〇名)	
アウトプット指標 (達成値)	(例) 入門的研修参加者数 (△△名)	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：(例) 要介護認定率の減〇% (※可能な限り記載)</p> <p>観察できなかった 観察できた → 指標：(例) △%から〇%に減少した。(※背景にある医療・介護ニーズで定めたアウトカム指標と必ずしも一致するものではない。)</p> <p>※ 指標が観察できなかった場合は、観察できなかった理由及び代替的な指標を記載すること。</p> <p>※ 当初設定していないアウトカム指標についても可能な限り記載すること。</p>	

	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  (例) 本事業により△△名の介護未経験者が研修に参加し、管内の介護分野への就職者数が○人増加した。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  (例) 研修場所を拠点ごとに分け、より多くの介護未経験者が受講できる機会を確保しつつ、事前登録制とすることで会場規模を適切なものとして経費の節減を図った。</p>
その他	<p>※ その他、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある場合は、積極的に記載するよう努めていただきたい。</p>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.●●】 生活援助従事者研修の受講支援等とマッチングの一体的支援事業	【総事業費】 〇〇千円
事業の対象となる区域	中央、南部、西部、東部、北部	
事業の実施主体	〇〇県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 ※ 事業の終期が令和2年度以降の場合、継続欄にチェックすること。事業の終期が令和元年度内の場合、終了欄にチェックすること。	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>(例) 訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修について、受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：(例) 生活援助従事者研修受講者の介護分野への就職者数 (R1：〇〇人→R2：●●人)</p>	
事業の内容 (当初計画)	(例) 生活援助従事者研修の受講支援及びマッチングに対する支援にかかる経費を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	(例) 生活援助従事者研修参加者 (〇〇名)	
アウトプット指標 (達成値)	(例) 生活援助従事者研修参加者 (△△名)	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：(例) 研修受講者の介護分野への就職者数〇人 (※可能な限り記載) 観察できなかった 観察できた → 指標：(例) △人から〇人に増加した。(※背景にある医療・介護ニーズで定めたアウトカム指標と必ずしも一致するものではない。)</p> <p>※ 指標が観察できなかった場合は、観察できなかった理由及び代替的な指標を記載すること。</p> <p>※ 当初設定していないアウトカム指標についても可能な限り記載すること。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> (例) 本事業により△△名の介護未経験者が研修に参加し、管内の介護分野への就職者数が増加した。</p>	

	<p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>(例) 研修場所を拠点ごとに分け、より多くの介護未経験者が受講できる機会を確保しつつ、事前登録制とすることで会場規模を適切なものとして経費の節減を図った。</p>
その他	<p>※ その他、基金を活用した独自のモデル的な事業を実施している、事業実施手法の工夫により特に効果が上がっている事業がある場合は、積極的に記載するよう努めていただきたい。</p>

## 事業区分1の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	病床機能分化・連携事業	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備	対象医療機関数 病棟数	地域医療構想に沿って、基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【地域医療構想、病床機能報告】 病床機能毎(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の病床数【病床機能報告】
2	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	ICTを活用した医療機関・介護事業所間の医療情報ネットワーク構築	ネットワークに参加する医療機関等数	地域医療連携ネットワークの整備圏域 地域医療連携ネットワークの参加施設数 地域医療ネットワーク閲覧施設数 地域医療連携ネットワークへの登録患者数

# 事業区分2の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	訪問看護ステーション整備事業	訪問看護ステーションの施設設備整備を行う事業	施設設備整備を行う訪問看護ステーションの数	訪問看護事業所数、従事者数 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数、従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 訪問看護利用者数【NDB、介護サービス施設・事業所調査】
2	訪問看護職員研修事業	訪問看護師の養成等を行う事業	研修参加者数 研修実施回数	訪問看護事業所数、従事者数 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数、従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 訪問看護利用者数【NDB、介護給付費実態調査】
3	在宅歯科医療連携室整備・運営事業	在宅歯科医療に関する、広報・医療機器の貸出しなどを行う在宅歯科医療連携室を整備・運営する事業	《整備》 新たに整備する在宅歯科医療連携室数 《運営》 在宅歯科医療連携に関する相談件数 在宅歯科医療機器の貸出件数	在宅歯科医療連携室の数 歯科訪問診療を実施している診療所・病院数 在宅療養支援歯科診療所数 訪問歯科診療を受けた患者数【NDB】

# 事業区分3の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型サービスための施設等の整備を行う事業		
2	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初度経費を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別別) 【介護サービス施設・事業所調査】 2 地域密着型(介護予防)サービスの事業所数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別別) 【介護サービス施設・事業所調査】
3	定期借地権設定のための一時金の支援事業	特別養護老人ホーム等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金を支援する事業		
4	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム等のユニット化または多床室のプライバシー保護のための改修支援、介護療養型医療施設転換整備を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備されるユニット型施設の定員数及び施設数	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット化率(施設の種別別) 【介護サービス施設・事業所調査] ※ユニット化率=「ユニット有り」施設÷施設総数(施設数ベースではなく、定員数ベースがより望ましい)
5	民有地マッチング事業	施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別別) 【介護サービス施設・事業所調査】 2 地域密着型(介護予防)サービスの事業所数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種別別) 【介護サービス施設・事業所調査】
6	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が実施する介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、介護施設等への簡易陰圧装置・換気設備の設置、ゾーニング環境等の整備に係る費用を支援する事業	1 消毒液等配布施設・事業所数 2 消毒・洗浄を行った施設・事業所数 3 簡易陰圧装置・換気設備の設置施設・事業所数 4 ゾーニング環境等の整備を行った施設・事業所数	
7	介護職員の宿舎施設整備事業	介護人材(外国人を含む)を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備する事業	1 整備宿舎数	1 介護サービス従事者数 【介護サービス施設・事業所調査】

# 事業区分4の評価指標(例)①

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	産科医等育成・確保支援事業	産科医等の処遇改善を行う医療機関等への財政支援等 産科後期研修医等の処遇改善を行う医療機関への財政支援	手当支給施設数 手当支給者数	産科・産婦人科・婦人科医師数 分娩を取扱う医師数 手当支給施設の産科・産婦人科医師数
2	新生児医療担当医確保支援事業	新生児医療に携わる医師の処遇改善を行う医療機関等への財政支援等	手当支給施設数 手当支給者数	NICU専任医師数 手当支給施設の新生児医療担当医師数
3	新人看護職員研修事業	新人看護職員研修を実施する医療機関への支援	対象施設数 研修受講者数	新人看護職員研修実施施設数 新人看護職員の離職率【病院看護実態調査】 就業看護師数【衛生行政報告例】
4	看護師等養成所運営等事業	看護師等養成所における教育体制の充実	対象施設数	対象養成所の国家試験合格率 対象養成所の卒業生の県内就業率 看護師等養成施設の1学年の定員に占める入学者の割合【看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査】 看護職員数(保健師、助産師、看護師、准看護師)【衛生行政報告例】 就業看護師数【衛生行政報告例】

## 事業区分4の評価指標(例)②

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
5	看護師等養成所施設整備等事業	看護師等養成所における施設・設備の整備	整備施設数	対象養成所の国家試験合格率 対象養成所の卒業生の県内就業率 看護師等養成施設の1学年の定員に占める入学者の割合【看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査】 看護職員数(保健師、助産師、看護師、准看護師)【衛生行政報告例】 就業看護師数【衛生行政報告例】
6	医療勤務環境改善支援センター運営	都道府県による医療勤務環境改善支援センターの運営	医療機関からの相談件数 社会保険労務士等の訪問(支援)件数 勤務環境改善計画を策定した医療機関数	就業医師数【医師・歯科医師・薬剤師調査】 就業看護師数【衛生行政報告例】 看護職員の離職率【病院介護実態調査】
7	院内保育所運営事業	病院内保育所運営の支援	対象施設数 対象施設における利用者数(児童数)	病院内保育所の設置数【医療施設調査】 就業医師数【医師・歯科医師・薬剤師調査】 就業看護師数【衛生行政報告例】 看護職員の離職率【病院看護実態調査】

# 事業区分5の評価指標(例)①

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(基盤整備に係る事業)				
1	介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等)	人材確保等に向けた取組の計画立案とその実現に向けた関係機関・団体との連携・協働の推進	協議会の有無(ありの場合は「1」を、なしの場合は、「0」を数値欄に入力)	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
2	市区町村介護人材プラットフォーム構築事業	市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等	協議会の有無(ありの場合は「1」を、なしの場合は、「0」を数値欄に入力)	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
3	人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営	認証を受けた事業所数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
(参入促進に係る事業)				
4	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	地域住民や学生を対象とした啓発活動等	参加者数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
5	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	学生向けの職場体験や、介護ボランティア事業への主婦、高齢者等の参加促進等	プログラム参加者数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
6-1	助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	新しい総合事業において、基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成研修、移動(輸送)サービス従事者養成研修、配食サービス従事者養成研修等	研修参加者数	
6-2	地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業	地域の支え合い・助け合い活動の継続のために、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行う	事務お助け隊の支援団体数	
6-3	介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業	若者層、中年層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与	ボランティアポイントを活用したボランティアの人数	

# 事業区分5の評価指標(例)②

	事業の種類		事業内容・事業例	指標例	
				アウトプット指標	アウトカム指標
(参入促進に係る事業)					
7	介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	介護福祉士養成施設の学生の介護実習受け入れに係る経費の支援等	介護実習参加者数	介護サービス従事者(介護福祉士)数【介護サービス施設・事業所調査】	
8	介護未経験者に対する研修支援事業	介護職員初任者研修の受講経費支援等	研修参加者数	介護サービス従事者(訪問介護員)数【介護サービス施設・事業所調査】	
9	ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	ボランティアセンター、シルバー人材センター、福祉人材センター等の連携する協議会等の設置。入門的な研修や職場体験の実施。	協議会設置の有無 研修や職場体験の参加者数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】	
10	介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	インターンシップの実施や、小中学生等の夏休み等を利用した職場体験の実施	インターンシップ参加者数 職場体験参加者数		
11	介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	無資格者を対象に初任者研修の資格取得を支援	研修参加者数		介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
12	多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	合同就職説明会の実施、相談窓口の設置、過疎地等での体験就労のための旅費、就職支度金の支援等	参加者数 就職支度金を受けた人数 過疎地等での体験就労数		介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
13	介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	入門的研修の実施、生活援助従事者研修の受講支援から介護施設・事業所との就労マッチングの一体的実施及び介護の周辺業務等の体験を支援	研修参加者数 マッチング数 セミナー参加者数 職場体験参加者数		介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】
14	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護福祉士養成施設が実施する中学校や高校への出前講座等の実施や留学生への日本語学習に係る費用の支援	講座実施回数 講座参加者数 プログラム参加者数		介護サービス事業者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護福祉士養成施設入学者数
15	外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る助成や介護福祉士資格の取得を目指す留学生や特定技能による就労希望者と受入介護施設等とのマッチング費用の支援	補助実施施設・事業所数 現地合同説明会の開催数(・開催国数)		介護福祉士養成施設への外国人留学生数 介護分野の特定技能1号外国人数
16-1	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 —多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業		介護職員の研修費用の支援等	研修参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】 サービス提供体制強化加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】
		16-1-b 介護従事者が受ける医療的ケア(喀痰吸引及び経管栄養)の研修		研修参加者数 研修指導者講習参加者数	看取り介護加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】

# 事業区分5の評価指標(例)③

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(資質の向上に係る事業)				
16-2	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 —介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業	介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために事業所が負担した受講料の支援等	アセッサー養成数	段位別キャリア段位取得者数【介護プロフェッショナルキャリア段位制度webページ】
16-3	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 —介護支援専門員資質向上事業	資質向上に資する介護支援専門員を対象とした研修	研修参加者数	居宅介護支援の特定事業所加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】
17	喀痰吸引等研修の実施体制強化事業	登録研修機関開設の際の初度経費を支援	補助実施事業所数 研修指導者講習会参加者数 研修参加者数	看取り介護加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】
18	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な施設、事業所に対する出前研修等を実施	研修参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
19	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	現任職員が各種研修を受講している期間における代替職員の確保に要する経費の支援	実施事業所数 代替職員の数または延べ日数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
20	潜在介護福祉士の再就業促進事業	潜在介護福祉士の再就業に向けた研修等	研修参加者数 研修指導者講習参加者数	介護サービス従事者(介護福祉士)数【介護サービス施設・事業所調査】
21	離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業	離職者を対象に、離職理由など、ニーズ把握のための実態調査に係る経費を支援	調査実施の有無	

# 事業区分5の評価指標(例)④

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(資質の向上に係る事業)				
22-1	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業		研修参加者数 会議開催数 研修指導者講習参加者数	認知症専門ケア加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】 認知症高齢者の日常生活自立度の悪化度
		20-b 介護サービス事業所の管理者等に対する研修	研修参加者数	認知症専門ケア加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】
		20-c 認知症サポート医の養成等の研修	研修参加者数	認知症サポート医の数【都道府県が保有・公表する名簿】
		20-d 初期集中支援チーム員の研修	研修参加者数	認知症初期集中支援チームを設置している市町村数 初期集中支援チームの数
		20-e 認知症地域支援推進員の研修	研修参加者数	認知症地域支援推進員配置市町村数
22-2	チームオレンジコーディネーター研修等事業	チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成	研修参加者数	チームオレンジを設置している市町村数 チームオレンジの数 チーム員数
23	地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業			
		23-a 地域包括支援センター機能強化推進事業等	研修参加者数	
		23-b 生活支援コーディネーター養成研修	研修参加者数 研修指導者講習参加者数	生活支援コーディネーター配置数
		23-c 医療・介護連携を推進するための人材の資質向上研修	研修参加者数	
24	24-1 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業	「生活支援員」及び「市民後見人」の養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築等	参加者数等 研修指導者講習参加者数	生活支援員の数 65歳以上人口10万人当たり虐待件数【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果】
	24-2 介護相談員育成に係る研修支援事業	都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成	研修参加者数	介護相談員の登録者数

# 事業区分5の評価指標(例)⑤

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
25	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	介護予防の推進に資する指導者を育成するため、専門職種に対して実施する研修		研修に参加した各専門職種の人数
26	介護施設等における防災リーダー養成等支援事業		研修参加者数 相談窓口の有無	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-1	介護職員に対する悩み相談窓口設置事業	介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行う	相談窓口の有無 相談件数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-2	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を実施	研修参加者数 実施(補助)事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-3	若手介護職員交流推進事業	若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築等	交流事業の参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
28	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	エルダー、メンター制度構築のための研修実施	研修参加事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
29-1	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	管理者等に対する労働法規等の各種制度の理解促進のための研修費用の支援等	実施事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
29-2	介護ロボット導入支援事業	介護従事者の負担軽減等を図るための介護ロボット導入経費の助成 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費の助成	導入事業所数 導入機器数 整備事業所数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-3	ICT導入支援事業	介護事業所における業務の効率化に資するためのICTの導入経費の助成	導入事業所数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-4	介護事業所に対する業務改善支援事業	事業所に対し、第三者が業務改善の取組を支援する経費を助成 都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められる経費を助成	支援事業所数 地域のモデル施設の育成数	介護サービス従事者数【介護サービス施設・事業所調査】 介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
30	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	雇用改善の取組を行っている事業所の表彰、コンテストの実施	表彰事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】

## 事業区分5の評価指標(例)⑥

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
31	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	介護施設内保育施設の運営費に対する支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
32	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ベビーシッター派遣等)事業	ベビーシッター等の児童の預かりサービスの利用を支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
33	子育て支援のための代替職員のマッチング事業	短期間・短時間での勤務が可能な介護人材を介護施設・事業所のニーズに応じてマッチングすることで、介護施設で勤務する職員に対して、子育てと仕事の両立を支援	実施事業所数 代替職員数 延べ日数	介護サービス従事者数の離職率【介護労働実態調査】
34	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設等において外国人介護人材の受入れ環境整備を推進	コミュニケーション支援の実施施設数 学習支援の実施施設数 補助実施介護福祉士養成施設数	介護施設等の外国人介護人材数 介護福祉士養成施設の外国人留学生の介護福祉士試験合格率
35	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援	引越費用等の助成件数 地域外への研修受講者数 移動支援の実施者数	地域外からの就職者数

# 事業区分6の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	地域医療勤務環境改善体制整備事業	<p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、勤務時間インターバルを導入する医療機関への支援</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、当直時の勤務負担の緩和を行う医療機関への支援</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、複数主治医制度を導入する医療機関への支援</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、女性医師等に対する短時間勤務等を支援する事業</p> <p>勤務医の労働時間短縮の取組のため、タスク・システィング（タスク・シェアリング）を導入する医療機関への支援</p>	対象となる施設数	<p>特定行為研修を受講した看護師数の増加</p> <p>医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加</p> <p>客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加</p>

新旧対照表

新						旧											
		医	政	地	発	第	号			医	政	地	発	0 6 0 8	第	2	号
		<u>医</u>	<u>政</u>	<u>医</u>	<u>発</u>	<u>第</u>	<u>号</u>			<u>(新設)</u>							
		老	高		発	第	号			老	高	発	0 6 0 8	第	3	号	
		老	振		発	第	号			老	振	発	0 6 0 8	第	1	号	
		保	連		発	第	号			保	連	発	0 6 0 8	第	1	号	
		令	和	年		月	日			令	和	2 年	6 月	8 日			
各都道府県	( 衛生主管部 (局) 長 殿 介護保険主管部 (局) 長 )	厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公 印 省 略)						厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公 印 省 略)									
		<u>厚生労働省医政局医事課長</u> <u>(公 印 省 略)</u>						<u>(新設)</u>									
		厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公 印 省 略)						厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公 印 省 略)									
		厚生労働省老健局 <u>認知症施策・地域介護推進</u> 課長 (公 印 省 略)						厚生労働省老健局 <u>振興</u> 課長 (公 印 省 略)									
		厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 (公 印 省 略)						厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 (公 印 省 略)									
	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和2年度の取扱いに関する留意事項について						地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和2年度の取扱いに関する留意事項について										
(略)		(略)						(略)									

新	旧
<p style="text-align: center;">別添</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項</p> <p>第1 都道府県計画及び市町村計画の作成に関する事項</p> <p>1 基金を充てて実施する事業の範囲</p> <p>(1) 都道府県計画及び市町村計画の作成は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第354号。以下「総合確保方針」という。)に即して行うものとし、令和2年度において基金を充てて実施する事業の範囲については、総合確保方針第4の二に定めるもののうち、次の事業を対象とするものとする。</p> <p>① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業</p> <p><u>⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>○ 都道府県計画の提出期限、提出先及び問合せ窓口について (略)</p> <p>1 提出期限及び提出先 (略)</p> <p>2 問合せ窓口 (医療を対象とする事業に関すること <u>(勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業は除く)</u>)</p> <p>医政局地域医療計画課 電話：03-5253-1111 (内線2771) E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp</p> <p><u>(勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業)</u></p> <p><u>医政局医事課</u> <u>電話：03-5253-1111 (内線4415、4409)</u> <u>E-mail：hatarakikatal@mhlw.go.jp</u></p> <p>(介護施設等の整備に関すること) 老健局高齢者支援課</p>	<p style="text-align: center;">別添</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項</p> <p>第1 都道府県計画及び市町村計画の作成に関する事項</p> <p>1 基金を充てて実施する事業の範囲</p> <p>(1) 都道府県計画及び市町村計画の作成は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第354号。以下「総合確保方針」という。)に即して行うものとし、令和2年度において基金を充てて実施する事業の範囲については、総合確保方針第4の二に定めるもののうち、次の事業を対象とするものとする。</p> <p>① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>② 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>③ 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>④ 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>⑤ 介護従事者の確保に関する事業</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>○ 都道府県計画の提出期限、提出先及び問合せ窓口について (略)</p> <p>1 提出期限及び提出先 (略)</p> <p>2 問合せ窓口 (医療を対象とする事業に関すること</p> <p>医政局地域医療計画課 電話：03-5253-1111 (内線2771) E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(介護施設等の整備に関すること) 老健局高齢者支援課</p>

新	旧
<p>電話：03-5253-1111（内線3928） E-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp</p> <p>（介護従事者の確保に関すること） 老健局 <u>認知症施策・地域介護推進課</u> 電話：03-5253-1111（内線3935） E-mail：shinkou-yosan@mhlw.go.jp</p> <p>（その他都道府県計画等の全般に関すること） 保険局医療介護連携政策課 電話：03-5253-1111（内線3182） E-mail：sougoukakuhokg@mhlw.go.jp</p>	<p>電話：03-5253-1111（内線3928） E-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp</p> <p>（介護従事者の確保に関すること） 老健局 <u>振興課</u> 電話：03-5253-1111（内線3935） E-mail：shinkou-yosan@mhlw.go.jp</p> <p>（その他都道府県計画等の全般に関すること） 保険局医療介護連携政策課 電話：03-5253-1111（内線3182） E-mail：sougoukakuhokg@mhlw.go.jp</p>

新

別添1

**医療介護総合確保促進法に基づく**

**(都道府) 県計画**

**【様式例】**

〇〇年〇月

〇〇県

旧

別添1

**医療介護総合確保促進法に基づく**

**(都道府) 県計画**

**【様式例】**

〇〇年〇月

〇〇県

## 1. 計画の基本的事項

(1) ～ (2) (略)

## (3) 計画の目標の設定等

※都道府県計画の目標の設定に当たっては、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目した定量的な視点による目標を記載する

## ■〇〇県全体

## 1. 目標

〇〇県においては、〇〇などの医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

## ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) 〇〇県においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

- ・〇〇期病床数 〇〇床 (〇年) →●●床 (●年)
- ・退院患者平均在院日数 〇. 〇日 (〇年) →●. ●日 (●年)
- ・地域医療構想で記載する令和7年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 ●●床

急性期 ●●床

回復期 ●●床

慢性期 ●●床

②～⑤ (略)

## ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

(例) 〇〇県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- ・特定行為研修を受講した看護師数の増加 〇〇人 (〇年) →●●人 (●年)
- ・医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加

## 1. 計画の基本的事項

(1) ～ (2) (略)

## (3) 計画の目標の設定等

※都道府県計画の目標の設定に当たっては、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目した定量的な視点による目標を記載する

## ■〇〇県全体

## 1. 目標

〇〇県においては、〇〇などの医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

## ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) 〇〇県においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

- ・〇〇期病床数 〇〇床 (〇年) →●●床 (●年)
- ・退院患者平均在院日数 〇. 〇日 (〇年) →●. ●日 (●年)
- ・地域医療構想で記載する平成37年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 ●●床

急性期 ●●床

回復期 ●●床

慢性期 ●●床

②～⑤ (略)

(新設)

〇〇病院（〇年）→●●病院（●年）

・客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加

〇〇%（〇年）→●●%（●年）

2. (略)

■県西部（※都道府県医療介護総合確保区域ごとに記載）

1. 目標

県西部では、〇〇（医療計画や介護保険事業支援計画に記載されている課題等を記載）という課題が存在している。これらの課題を解決するため、以下を目標とする。（注）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

（例）〇〇県西部においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

・〇〇期病床数 〇〇床（〇年）→●●床（●年）

・退院患者平均在院日数 〇.〇日（〇年）→●.●日（●年）

・地域医療構想で記載する令和7年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 ●●床

急性期 ●●床

回復期 ●●床

慢性期 ●●床

③ (略)

2. (略)

■県中央部 (略)

(注) (略)

2. (略)

■県西部（※都道府県医療介護総合確保区域ごとに記載）

1. 目標

県西部では、〇〇（医療計画や介護保険事業支援計画に記載されている課題等を記載）という課題が存在している。これらの課題を解決するため、以下を目標とする。（注）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

（例）〇〇県西部においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

・〇〇期病床数 〇〇床（〇年）→●●床（●年）

・退院患者平均在院日数 〇.〇日（〇年）→●.●日（●年）

・地域医療構想で記載する平成37年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 ●●床

急性期 ●●床

回復期 ●●床

慢性期 ●●床

③ (略)

2. (略)

■県中央部 (略)

(注) (略)

(4) (略)

**2. 事業の評価方法**

(1)～(2) (略)

**3. 計画に基づき実施する事業**

事業区分1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4：医療従事者の確保に関する事業

**事業区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業**

**(1) 事業の内容等**

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容	(略)
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)

(4) (略)

**2. 事業の評価方法**

(1)～(2) (略)

**3. 計画に基づき実施する事業**

事業区分1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4：医療従事者の確保に関する事業

**(新設)**

**(1) 事業の内容等**

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容	(略)
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)

新	
事業に要する費用の額	(略)
備考(注3)	
(注1)～(注3) (略)	
(2) (略)	
事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容	(略)
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)
事業に要する費用の額	(略)
備考(注3)	
(注1)～(注3) (略)	
(2) (略)	

旧	
事業に要する費用の額	(略)
備考(注3)	
(注1)～(注3) (略)	
(2) (略)	
事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容	(略)
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)
事業に要する費用の額	(略)
備考(注3)	
(注1)～(注3) (略)	
(2) (略)	

新		旧	
事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業
事業名	(略)	事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)	事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容	(略)	事業の内容	(略)
アウトプット指標	(略)	アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)	アウトカムとアウトプットの関連	(略)
事業に要する費用の額	(略)	事業に要する費用の額	(略)
備考(注3)		備考(注3)	
<p><u>(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。</u></p> <p><u>(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。</u></p> <p><u>(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。</u></p> <p><u>(2) 事業の実施状況</u></p> <p><u>別紙1「事後評価」のとおり。</u></p>		<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

新		旧
<u>事業の区分</u>	<u>6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</u>	
<u>事業名</u>	<u>【No.4 (医療分)】</u> <u>地域医療勤務環境改善体制整備</u> <u>事業</u>	<u>【総事業費</u> <u>(計画期間の総額)】</u> <u>〇〇〇千円</u>
<u>事業の対象となる医療介護総合確保区域</u>	<u>県西部・県北部・県南部</u>	
<u>事業の実施主体</u>	<u>〇〇</u>	
<u>事業の期間</u>	<u>〇年〇月〇日～〇年〇月〇日</u>	
<u>背景にある医療・介護ニーズ</u>	<u>(例) 〇〇県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。</u>	
	<u>アウトカム指標：(例)</u> <u>・特定行為研修を受講した看護師数の増加 〇〇人(〇年)→●●人(●年)</u> <u>・医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加 〇〇病院(〇年)→●●病院(●年)</u> <u>・客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加 〇%(〇年)→ 〇%(●年)</u>	
<u>事業の内容</u>	<u>(例) 医療機関が勤務時間インターバルを導入するために必要な費用を支援する。</u>	
<u>アウトプット指標</u>	<u>(例)：対象となる施設数 〇病院</u>	
<u>アウトカムとアウトプットの関連</u>	<u>(例) 勤務医の働き方改革を行う病院に対して、対象病院を支援することで、勤務医の労働時間の短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図る。</u>	
		<u>(新設)</u>

新						旧	
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充	公	(千円)
		(A + B + C)		〇〇〇	当額		〇〇〇
		基金	国	(千円)	費)における公民の別(注1)	民	(千円)
			(A)	〇〇〇			〇〇〇
		都道府県	(千円)				
(B)	〇〇〇						
計(A + B)	(千円)	〇〇〇		うち受託事業等(再掲)	(千円)		
その他(C)	(千円)	〇〇〇		(注2)	(千円)		
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。  
(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。  
(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

### 3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合	(略)

### 3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合	(略)

新		旧									
確保区域		確保区域									
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)								
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)								
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)								
	(略)		(略)								
事業の内容	(例) ①地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム ●床(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所 ●人/月分(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム ●床(●カ所)</td> </tr> </tbody> </table>	整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム ●床(●カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所 ●人/月分(●カ所)	認知症高齢者グループホーム ●床(●カ所)	事業の内容	(例) ①地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム ●床(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所 ●人/月分(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム ●床(●カ所)</td> </tr> </tbody> </table>	整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム ●床(●カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所 ●人/月分(●カ所)	認知症高齢者グループホーム ●床(●カ所)
	整備予定施設等										
地域密着型特別養護老人ホーム ●床(●カ所)											
小規模多機能型居宅介護事業所 ●人/月分(●カ所)											
認知症高齢者グループホーム ●床(●カ所)											
整備予定施設等											
地域密着型特別養護老人ホーム ●床(●カ所)											
小規模多機能型居宅介護事業所 ●人/月分(●カ所)											
認知症高齢者グループホーム ●床(●カ所)											
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 ⑤施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する。 ⑥新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、介護施設等への簡易陰圧装置・換気設備の設置、 <u>ゾーニング環境等の整備</u> を行う。		②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対して支援を行う。 ③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。 ⑤施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する。 ⑥新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、介護施設等への簡易陰圧装置・換気設備の設置を行う。								

新	
	⑦介護従事者の働く環境を整備するため、介護施設等に勤務する職員の利用する宿舎整備の支援を行う。
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)
事業に要する費用の額	(略)
備考(注5)	

(注1)～(注5) (略)

(2) (略)

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)

旧	
	⑦介護従事者の働く環境を整備するため、介護施設等に勤務する職員の利用する宿舎整備の支援を行う。
アウトプット指標	(略)
アウトカムとアウトプットの関連	(略)
事業に要する費用の額	(略)
備考(注5)	

(注1)～(注5) (略)

(2) (略)

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (事業区分5：介護従事者の確保に関する事業)

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)



新

(別添2)

**医療介護総合確保促進法に基づく**

**市町村計画**

**【様式例】**

〇〇年〇月

〇〇県

〇〇市

旧

(別添2)

**医療介護総合確保促進法に基づく**

**市町村計画**

**【様式例】**

〇〇年〇月

〇〇県

〇〇市

新	旧																																
<p><b>1. 計画の基本的事項</b></p> <hr/> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><b>2. 事業の評価方法</b></p> <hr/> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><b>3. 計画に基づき実施する事業</b></p> <hr/> <p><b>(事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業)</b></p> <p>(1) 事業の内容等</p> <table border="1"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>2. 居宅等における医療の提供に関する事業</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の対象となる医療介護総合確保区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の実施主体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>背景にある医療・介護ニーズ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アウトプット</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	事業名	(略)	事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)	事業の実施主体	(略)	事業の期間	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)	事業の内容	(略)	アウトプット	(略)	<p><b>1. 計画の基本的事項</b></p> <hr/> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><b>2. 事業の評価方法</b></p> <hr/> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><b>3. 計画に基づき実施する事業</b></p> <hr/> <p><b>(事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業)</b></p> <p>(1) 事業の内容等</p> <table border="1"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>2. 居宅等における医療の提供に関する事業</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の対象となる医療介護総合確保区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の実施主体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>背景にある医療・介護ニーズ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アウトプット</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	事業名	(略)	事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)	事業の実施主体	(略)	事業の期間	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)	事業の内容	(略)	アウトプット	(略)
事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業																																
事業名	(略)																																
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)																																
事業の実施主体	(略)																																
事業の期間	(略)																																
背景にある医療・介護ニーズ	(略)																																
事業の内容	(略)																																
アウトプット	(略)																																
事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業																																
事業名	(略)																																
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)																																
事業の実施主体	(略)																																
事業の期間	(略)																																
背景にある医療・介護ニーズ	(略)																																
事業の内容	(略)																																
アウトプット	(略)																																

新		旧	
ト指標		ト指標	
アウトカムとアウトプットの関連	(略)	アウトカムとアウトプットの関連	(略)
事業に要する費用の額	(略)	事業に要する費用の額	(略)
備考(注3)		備考(注3)	
(注1)～(注3) (略)		(注1)～(注3) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
<b>3. 計画に基づき実施する事業</b>		<b>3. 計画に基づき実施する事業</b>	
<b>(事業区分3: 介護施設等の整備に関する事業)</b>		<b>(事業区分3: 介護施設等の整備に関する事業)</b>	
<b>(1) 事業の内容等</b>		<b>(1) 事業の内容等</b>	
事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業
事業名	(略)	事業名	(略)
事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)	事業の対象となる医療介護総合確保区域	(略)
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容	(例) ①地域密着型サービス施設等の整備等に対する	事業の内容	(例) ①地域密着型サービス施設等の整備等に対する

新		旧															
	<p>助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>●床(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>●人/月分(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>●床(●カ所)</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対して支援を行う。</p> <p>③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。</p> <p>④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。</p> <p>⑤施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する。</p> <p>⑥新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、介護施設等への簡易陰圧装置・換気設備の設置、<u>ゾーニング環境等の整備</u>を行う。</p> <p>⑦介護従事者の働く環境を整備するため、介護施設等に勤務する職員の利用する宿舍整備の支援を行う。</p>	整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム	●床(●カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所	●人/月分(●カ所)	認知症高齢者グループホーム	●床(●カ所)		<p>助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>●床(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>●人/月分(●カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> </tr> <tr> <td>●床(●カ所)</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対して支援を行う。</p> <p>③介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。</p> <p>④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して支援を行う。</p> <p>⑤施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等を支援する。</p> <p>⑥新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、介護施設等への簡易陰圧装置・換気設備の設置を行う。</p> <p>⑦介護従事者の働く環境を整備するため、介護施設等に勤務する職員の利用する宿舍整備の支援を行う。</p>	整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム	●床(●カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所	●人/月分(●カ所)	認知症高齢者グループホーム	●床(●カ所)
整備予定施設等																	
地域密着型特別養護老人ホーム																	
●床(●カ所)																	
小規模多機能型居宅介護事業所																	
●人/月分(●カ所)																	
認知症高齢者グループホーム																	
●床(●カ所)																	
整備予定施設等																	
地域密着型特別養護老人ホーム																	
●床(●カ所)																	
小規模多機能型居宅介護事業所																	
●人/月分(●カ所)																	
認知症高齢者グループホーム																	
●床(●カ所)																	
アウトプット指標	(略)	アウトプット指標	(略)														
アウトカムとアウトプットの関連	(略)	アウトカムとアウトプットの関連	(略)														
事業に要する費用の額	(略)	事業に要する費用の額	(略)														
備考(注5)		備考(注5)															

新

(注1)～(注5) (略)

(2) (略)

旧

(注1)～(注5) (略)

(2) (略)

**令和元年度〇〇県計画に関する**

**事後評価**

**【様式例】**

〇〇年〇月  
〇〇県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

**令和元年度〇〇県計画に関する**

**事後評価**

**【様式例】**

〇〇年〇月  
〇〇県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

## 1. 事後評価のプロセス

(1) ~ (2) (略)

## 2. 目標の達成状況

令和元年度〇〇県計画に規定した目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

## ■〇〇県全体（目標と計画期間）

## ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) 〇〇県においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

- ・〇〇期病床数 〇〇床 (〇年) → ●●床 (●年)
- ・退院患者平均在院日数 〇. 〇日 (〇年) → ●. ●日 (●年)
- ・地域医療構想で記載する令和7年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 ●●床

急性期 ●●床

回復期 ●●床

慢性期 ●●床

②~⑥ (略)

※ (略)

## □〇〇県全体（達成状況）

1) ~ 4) (略)

※ (略)

## 1. 事後評価のプロセス

(1) ~ (2) (略)

## 2. 目標の達成状況

令和元年度〇〇県計画に規定した目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

## ■〇〇県全体（目標と計画期間）

## ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

(例) 〇〇県においては、〇〇期機能の病床、〇〇期機能の病床の充実が必要となることから、機能転換による当該病床の整備を促進する。

- ・〇〇期病床数 〇〇床 (〇年) → ●●床 (●年)
- ・退院患者平均在院日数 〇. 〇日 (〇年) → ●. ●日 (●年)
- ・地域医療構想で記載する平成37年度の医療機能ごとの病床の必要量

高度急性期 ●●床

急性期 ●●床

回復期 ●●床

慢性期 ●●床

②~⑥ (略)

※ (略)

## □〇〇県全体（達成状況）

1) ~ 4) (略)

※ (略)

新

■県西部（目標と計画期間）

①～③（略）

※（略）

□県西部（達成状況）

1）～4）（略）

※（略）

■県中央部（目標と計画期間）

（略）

旧

■県西部（目標と計画期間）

①～③（略）

※（略）

□県西部（達成状況）

1）～4）（略）

※（略）

■県中央部（目標と計画期間）

（略）

### 3. 事業の実施状況

令和元年度〇〇県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業
事業名	（略）
事業の対象となる区域	（略）
事業の実施主体	（略）
事業の期間	（略）
背景にある医療・介護ニーズ	（略）
事業の内容（当初計画）	（略）
アウトプット指標（当初の目標値）	（略）

### 3. 事業の実施状況

令和元年度〇〇県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業
事業名	（略）
事業の対象となる区域	（略）
事業の実施主体	（略）
事業の期間	（略）
背景にある医療・介護ニーズ	（略）
事業の内容（当初計画）	（略）
アウトプット指標（当初の目標値）	（略）

新		旧	
アウトプット指標（達成値）	(略)	アウトプット指標（達成値）	(略)
事業の有効性・効率性	(略)	事業の有効性・効率性	(略)
その他	(略)	その他	(略)
事業の区分		事業の区分	
2. 居宅等における医療の提供に関する事業		2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	(略)	事業名	(略)
事業の対象となる区域	(略)	事業の対象となる区域	(略)
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容（当初計画）	(略)	事業の内容（当初計画）	(略)
アウトプット指標（当初の目標値）	(略)	アウトプット指標（当初の目標値）	(略)
アウトプット指標（達成値）	(略)	アウトプット指標（達成値）	(略)
事業の有効性・効率性	(略)	事業の有効性・効率性	(略)

新		旧	
その他	(略)	その他	(略)
事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業
事業名	(略)	事業名	(略)
事業の対象となる区域	(略)	事業の対象となる区域	(略)
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容（当初計画）	(略)	事業の内容（当初計画）	(略)
アウトプット指標（当初の目標値）	(略)	アウトプット指標（当初の目標値）	(略)
アウトプット指標（達成値）	(略)	アウトプット指標（達成値）	(略)
事業の有効性・効率性	(略)	事業の有効性・効率性	(略)
その他	(略)	その他	(略)
事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業
事業名	(略)	事業名	(略)
事業の対象となる区域	(略)	事業の対象となる区域	(略)

新		旧	
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容（当初計画）	(略)	事業の内容（当初計画）	(略)
アウトプット指標（当初の目標値）	(略)	アウトプット指標（当初の目標値）	(略)
アウトプット指標（達成値）	(略)	アウトプット指標（達成値）	(略)
事業の有効性・効率性	(略)	事業の有効性・効率性	(略)
その他	(略)	その他	(略)
事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業
事業名	(略)	事業名	(略)
事業の対象となる区域	(略)	事業の対象となる区域	(略)
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)

新		旧	
事業の内容（当初計画）	(略)	事業の内容（当初計画）	(略)
アウトプット指標（当初の目標値）	(略)	アウトプット指標（当初の目標値）	(略)
アウトプット指標（達成値）	(略)	アウトプット指標（達成値）	(略)
事業の有効性・効率性	(略)	事業の有効性・効率性	(略)
その他	(略)	その他	(略)

**令和元年度〇〇市計画に関する**

**事後評価**

**【様式例】**

〇〇年〇月  
〇〇県  
〇〇市

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記することに努めるものとする。

**令和元年度〇〇市計画に関する**

**事後評価**

**【様式例】**

〇〇年〇月  
〇〇県  
〇〇市

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記することに努めるものとする。

## 1. 事後評価のプロセス

(1) ~ (2) (略)

## 2. 目標の達成状況

令和元年度〇〇市計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■〇〇市全体（目標）

①～③ (略)

※ 市町村計画において定めている記載をそのまま記載すること

### □〇〇市全体（達成状況）

1) ~ 4) (略)

※ (略)

## 3. 事業の実施状況

令和元年度〇〇県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)

## 1. 事後評価のプロセス

(1) ~ (2) (略)

## 2. 目標の達成状況

令和元年度〇〇市計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■〇〇市全体（目標）

①～③ (略)

※ 市町村計画において定めている記載をそのまま記載すること

### □〇〇市全体（達成状況）

1) ~ 4) (略)

※ (略)

## 3. 事業の実施状況

令和元年度〇〇県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業
事業名	(略)
事業の対象となる区域	(略)
事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)

新		旧	
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)
事業の内容(当初計画)	(略)	事業の内容(当初計画)	(略)
アウトプット指標(当初の目標値)	(略)	アウトプット指標(当初の目標値)	(略)
アウトプット指標(達成値)	(略)	アウトプット指標(達成値)	(略)
事業の有効性・効率性	(略)	事業の有効性・効率性	(略)
その他	(略)	その他	(略)
事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業
事業名	(略)	事業名	(略)
事業の対象となる区域	(略)	事業の対象となる区域	(略)
事業の実施主体	(略)	事業の実施主体	(略)
事業の期間	(略)	事業の期間	(略)
背景にある医療・介護ニーズ	(略)	背景にある医療・介護ニーズ	(略)

新

事業の内容(当初計画)	(略)
アウトプット指標(当初の目標値)	(略)
アウトプット指標(達成値)	(略)
事業の有効性・効率性	(略)
その他	(略)

別添3

事業区分1～2の評価指標(例)(略)

旧

事業の内容(当初計画)	(略)
アウトプット指標(当初の目標値)	(略)
アウトプット指標(達成値)	(略)
事業の有効性・効率性	(略)
その他	(略)

別添3

事業区分1～2の評価指標(例)(略)

新

事業区分3の評価指標(例)

事業区分3の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型サービスのための施設等の整備を行う事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】
2	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初期経費を支援する事業	※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	2 地域密着型(介護予防)サービスの事業所数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】
3	定期借地権設定のための一時金の支援事業	特別養護老人ホーム等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金を支援する事業		
4	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム等のユニット化または多居室のプライバシー保護のための改修支援、介護療養型医療施設転換整備を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備されるユニット型施設の定員数及び施設数	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット化率(施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】 ※ユニット化率＝「ユニット有り施設÷施設総数(施設数ベースではなく、定員数ベースがより望ましい)」
5	民有地マッチング事業	施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等をめいた協議会の設置等を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】
6	介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業	介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が実施する介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社から一括購入、介護施設等の消毒・洗浄・高齢障害者向けの感染予防の広報・啓発、介護施設等への簡易除圧装置・換気設備の設置、 <u>ソニーニング</u> 環境等の整備に係る費用を支援する事業	1 消毒液等配布施設・事業所数 2 消毒・洗浄を行った施設・事業所数 3 簡易除圧装置・換気設備の設置施設・事業所数 4 <u>ソニーニング</u> 環境等の整備を行った施設・事業所数	
7	介護職員の宿舍施設整備事業	介護人材(外国人を含む)を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舍を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備する事業	1 整備宿舍数	1 介護サービス従事者数 【介護サービス施設・事業所調査】

旧

事業区分3の評価指標(例)

事業区分3の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型サービスのための施設等の整備を行う事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】
2	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時や介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初期経費を支援する事業	※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	2 地域密着型(介護予防)サービスの事業所数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】
3	定期借地権設定のための一時金の支援事業	特別養護老人ホーム等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金を支援する事業		
4	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム等のユニット化または多居室のプライバシー保護のための改修支援、介護療養型医療施設転換整備を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備されるユニット型施設の定員数及び施設数	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット化率(施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】 ※ユニット化率＝「ユニット有り施設÷施設総数(施設数ベースではなく、定員数ベースがより望ましい)」
5	民有地マッチング事業	施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等をめいた協議会の設置等を支援する事業	1 事業を活用して新たに整備される施設等の定員数及び施設・事業所数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数 ※定員の概念がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等は、定員数は不要	1 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の定員数(実数または65歳以上人口10万人あたり、施設の種類別) 【介護サービス施設・事業所調査】
6	介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業	介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が実施する介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社から一括購入、介護施設等の消毒・洗浄・高齢障害者向けの感染予防の広報・啓発、介護施設等への簡易除圧装置・換気設備の設置に係る費用を支援する事業	1 消毒液等配布施設・事業所数 2 消毒・洗浄を行った施設・事業所数 3 簡易除圧装置・換気設備の設置施設・事業所数	
7	介護職員の宿舍施設整備事業	介護人材(外国人を含む)を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舍を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備する事業	1 整備宿舍数	1 介護サービス従事者数 【介護サービス施設・事業所調査】

新

事業区分5の評価指標(例)

### 事業区分5の評価指標(例)⑤

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
25	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	介護予防の推進に資する指導者を育成するための、専門職種に対して実施する研修	研修に参加した各専門職種の人数	
26	介護施設等における防災リーダー養成等支援事業		研修参加者数 相談窓口の有無	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-1	介護職員に対する悩み相談窓口設置事業	介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行う	相談窓口の有無 相談件数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-2	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を実施	研修参加者数 実施(補助)事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27-3	若手介護職員交流推進事業	若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を越えた職員同士のネットワークを構築等	交流事業の参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
28	新人介護職員に対するEILG、メンター制度等導入支援事業	EILG、メンター制度構築のための研修実施	研修参加事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-1	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	管理者等に対する労働法規等の各種制度の理解促進のための研修費用の支援等	実施事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-2	介護ロボット導入支援事業	介護従事者の負担軽減等を図るための介護ロボット導入経費の助成 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費の助成	導入事業所数 導入機器数 整備事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-3	ICT導入支援事業	介護事業所における業務の効率化に資するためのICTの導入経費の助成	導入事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29-4	介護事業所に対する業務改善支援事業	事業所に対し、第三者が業務改善の取組を支援する経費を助成 都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められる経費を助成	支援事業所数 地域のモデル施設の育成数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
30	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	雇用改善の取組を行っている事業所の表彰、コンテストの実施	表彰事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】

旧

事業区分5の評価指標(例)

### 事業区分5の評価指標(例)⑤

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
25	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業		介護予防の推進に資する指導者を育成するための、専門職種に対して実施する研修	研修に参加した各専門職種の人数
(新設)				
26-1	介護職員に対する悩み相談窓口設置事業	介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行う	相談窓口の有無 相談件数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
26-2	介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を実施	研修参加者数 実施(補助)事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
26-3	若手介護職員交流推進事業	若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を越えた職員同士のネットワークを構築等	交流事業の参加者数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
27	新人介護職員に対するEILG、メンター制度等導入支援事業	EILG、メンター制度構築のための研修実施	研修参加事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
28-1	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	管理者等に対する労働法規等の各種制度の理解促進のための研修費用の支援等	実施事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
28-2	介護ロボット導入支援事業	介護従事者の負担軽減等を図るための介護ロボット導入経費の助成 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費の助成	導入事業所数 導入機器数 整備事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
28-3	ICT導入支援事業	介護事業所における業務の効率化に資するためのICTの導入経費の助成	導入事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
28-4	介護事業所に対する業務改善支援事業	事業所に対し、第三者が業務改善の取組を支援する経費を助成 都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められる経費を助成	支援事業所数 地域のモデル施設の育成数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
29	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	雇用改善の取組を行っている事業所の表彰、コンテストの実施	表彰事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】

### 事業区分5の評価指標(例)⑥

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
31	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	介護施設内保育施設の運営費に対する支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
32	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ハネシツカ〜派遣等)事業	ハネシツカ等の児童の預かりサービスの利用を支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
33	子育て支援のための代替職員のマッチング事業	短期間・短時間での勤務が可能な介護人材を介護施設・事業所のニーズに応じてマッチングすることで、介護施設で勤務する職員に対して、子育てと仕事の両立を支援	実施事業所数 代替職員数 延べ日数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
34	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設等において外国人介護人材の受入れ環境整備を推進	コミュニケーション支援の実施施設数 学習支援の実施施設数 補助実施介護福祉士養成施設数	介護施設等の外国人介護人材数 介護福祉士養成施設の外国人留学生の介護福祉士試験合格率
35	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援	引越費用等の助成件数 地域外への研修受講者数 移動支援の実施者数	地域外からの就職者数

### 事業区分5の評価指標(例)⑥

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
(労働環境・処遇の改善に係る事業)				
30	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	介護施設内保育施設の運営費に対する支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
31	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ハネシツカ〜派遣等)事業	ハネシツカ等の児童の預かりサービスの利用を支援	補助実施事業所数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
32	子育て支援のための代替職員のマッチング事業	短期間・短時間での勤務が可能な介護人材を介護施設・事業所のニーズに応じてマッチングすることで、介護施設で勤務する職員に対して、子育てと仕事の両立を支援	実施事業所数 代替職員数 延べ日数	介護サービス従事者の離職率【介護労働実態調査】
33	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設等において外国人介護人材の受入れ環境整備を推進	コミュニケーション支援の実施施設数 学習支援の実施施設数 補助実施介護福祉士養成施設数	介護施設等の外国人介護人材数 介護福祉士養成施設の外国人留学生の介護福祉士試験合格率
34	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援	引越費用等の助成件数 地域外への研修受講者数 移動支援の実施者数	地域外からの就職者数

### 事業区分6の評価指標(例)

### 事業区分6の評価指標(例)

	事業の種類	事業内容・事業例	指標例	
			アウトプット指標	アウトカム指標
1	地域医療勤務環境改善体制整備事業	勤務医の労働時間短縮の取組のため、勤務時間インセンティブを導入する医療機関への支援 勤務医の労働時間短縮の取組のため、当直時の勤務負担の緩和を行う医療機関への支援 勤務医の労働時間短縮の取組のため、複数主治医制度を導入する医療機関への支援 勤務医の労働時間短縮の取組のため、女性医師等に対する短時間勤務等を支援する事業 勤務医の労働時間短縮の取組のため、タスク・システィング(タスク・シェアリング)を導入する医療機関への支援	対象となる施設数	特定行為研修を受講した看護師数の増加 医師事務作業補助体制加算を取得した医療機関数の増加 客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の割合の増加

### (新設)